

官報

号外

昭和四十三年五月十日

第五十八回 参議院會議録第十九号

昭和四十三年五月十日(金曜日)

午前十時四分開議

○議事日程 第十九号

昭和四十三年五月十日

午前十時開議

- 第一 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度農業施策について)
- 第二 國務大臣の報告に関する件(林業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度林業施策について)
- 第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 医師法の一部を改正する法律案(第五十七回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)
- 第六 社会保険労務士法案(衆議院提出)
- 第七 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(山本杉君外一名発議)
- 第八 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員	塩見 俊二君
同	鬼丸 勝之君
同	木村美智男君
同	竹中 恒夫君
同	高橋文五郎君
同	山本 利壽君
同	横山 フク君
同	平島 敏夫君
同	田村 賢作君
同	北畠 教真君
同	井野 碩哉君
同	西田 信一君
同	林屋龜次郎君
同	大竹平八郎君
同	江藤 智君
同	赤間 文三君
同	大谷 實雄君
同	久保 勘一君
同	温水 三郎君

(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

同	前田佳都男君
同	河野 謙三君
同	野々山一三君
同	田代富士男君
同	和泉 覚君
同	近藤英一郎君
同	高橋文五郎君
同	前田佳都男君
同	野々山一三君
同	山本 利壽君
同	塩見 俊二君
同	竹中 恒夫君
同	林屋龜次郎君
同	大谷 實雄君
同	大竹平八郎君
同	西田 信一君
同	久保 勘一君
同	北畠 教真君
同	横山 フク君
同	田村 賢作君
同	温水 三郎君
同	鬼丸 勝之君
同	平島 敏夫君
同	井野 碩哉君
同	江藤 智君
同	赤間 文三君
同	近藤英一郎君
同	木村美智男君
同	和泉 覚君
同	田代富士男君
同	田中 茂穂君

(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

同	石炭対策特別委員
同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同	石炭対策特別委員
同	近藤英一郎君
同	北條 衡八君
同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
同	畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
同	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を内閣委員会に付託した。
同	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
同	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院を通知した。
同	領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件
同	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同	船員保険法の一部を改正する法律案
同	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
同	同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
同	領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件
同	同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
同	船員保険法の一部を改正する法律
同	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律
同	同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十二年第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。
同	昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号

議長の報告 會議 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年度農業施設臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書)

五二二

法務委員	木島 義夫君
同	龜田 得治君
同	野坂 参三君
文教委員	北畠 教真君
同	川野 三曉君
社会労働委員	玉置 和郎君
同	矢山 有作君
農林水産委員	赤間 文三君
運輸委員	森中 守義君
同	和泉 覺君
同	植竹 春彦君
通信委員	鈴木 強君
同	田代富士男君
建設委員	春日 正一君
同	船田 讓君
予算委員	同日、議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員	北畠 教真君
同	矢山 有作君
同	春日 正一君
同	木島 義夫君
文教委員	船田 讓君
社会労働委員	植竹 春彦君
同	龜田 得治君
農林水産委員	内田 芳郎君
運輸委員	鈴木 強君
同	田代富士男君
同	玉置 和郎君
同	森中 守義君
同	和泉 覺君
同	野坂 参三君
同	米田 正文君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 木村美智男君(木村美智男君の補欠)
同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(山本杉君外一名発議)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

水資源開発公団法の一部を改正する法律案 建設委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

大気汚染防止法案

騒音規制法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

給臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

医師法の一部を改正する法律案可決報告書

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

社会保険労務士法案可決報告書

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参事一四号)可決報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議員から左の議案が撤回された。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

同日議長は、去る四月二十七日予備審査のため衆議院に送付した左の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年度農業施設臨時措置法の一部を改正する法律案)

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。西村農林大臣。

〔國務大臣西村直己君登壇、拍手〕

○國務大臣(西村直己君) 昭和四十二年年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする農業施設につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十二年年度農業の動向に関する年次報告について申し上げます。

四十一年から四十二年の半ばにかけてのわが国経済は景気上昇の過程をたどったのであります。が、このような状況のもとで、四十一年度におけ

る農業の生産性及び農業従事者の生活水準は、前年度に引き続き上昇し、他産業との格差もやや縮小を見たのであります。しかしながら、このような格差の縮小には、農産物価格の上昇に負うところが少なくないのであり、また、生活水準の上昇も、依然として兼業化の進展に伴う農外所得の増加に負うところが大きいのであります。生産性の向上がなお一そう強く要請される次第であります。

近年、その伸びが停滞していた農業生産につきましては、米生産の回復や野菜、果実などの増産等により四十一年には上昇に転じ、四十二年におきましては、米の記録的な豊作を中心にかんりの伸長を示しております。他方、食料需要は内容の変化を伴いながら増大しており、農産物の輸入も引き続き増加する傾向にあります。

次に、農業経営の動向について見ますと、農業就業人口は四十一年度には前年度より三・九%減少して一千六十五万人となり、農家戸数も四十二年十二月現在で五百五十万戸に減少いたしました。このような傾向の中で、兼業農家は農家数全体の七〇%に達しております。他方、農業に専念している農家も一部に育成されつつありますが、なお経営規模拡大への道には険しいものがあるものであります。このように生産性の高い農家がその数を着実に増加し、農産物の供給に占める割合を高めていくという動きも、現在のところ、なお微弱であります。構造政策の推進が一そう急務であることを痛感する次第であります。

以上が第一の概要であります。

次に、「第二部農業」に関して講じた施策は、昭和四十一年度を中心といたしまして、おおむね農業基本法第二条に掲げる施策の項目に従って申し述べたものであります。

最後に、「昭和四十三年度において講じようとする

る農業の生産性及び農業従事者の生活水準は、前年度に引き続き上昇し、他産業との格差もやや縮小を見たのであります。しかしながら、このような格差の縮小には、農産物価格の上昇に負うところが少なくないのであり、また、生活水準の上昇も、依然として兼業化の進展に伴う農外所得の増加に負うところが大きいのであります。生産性の向上がなお一そう強く要請される次第であります。

近年、その伸びが停滞していた農業生産につきましては、米生産の回復や野菜、果実などの増産等により四十一年には上昇に転じ、四十二年におきましては、米の記録的な豊作を中心にかんりの伸長を示しております。他方、食料需要は内容の変化を伴いながら増大しており、農産物の輸入も引き続き増加する傾向にあります。

次に、農業経営の動向について見ますと、農業就業人口は四十一年度には前年度より三・九%減少して一千六十五万人となり、農家戸数も四十二年十二月現在で五百五十万戸に減少いたしました。このような傾向の中で、兼業農家は農家数全体の七〇%に達しております。他方、農業に専念している農家も一部に育成されつつありますが、なお経営規模拡大への道には険しいものがあるものであります。このように生産性の高い農家がその数を着実に増加し、農産物の供給に占める割合を高めていくという動きも、現在のところ、なお微弱であります。構造政策の推進が一そう急務であることを痛感する次第であります。

以上が第一の概要であります。

次に、「第二部農業」に関して講じた施策は、昭和四十一年度を中心といたしまして、おおむね農業基本法第二条に掲げる施策の項目に従って申し述べたものであります。

最後に、「昭和四十三年度において講じようとする

する農業施策について申し上げる。

ただいま御説明申し上げました農業の動向にかんがみましますとき、農業の近代化を一そう促進することがきわめて重要であることは申すまでもありません。よって政府は、農業基本法の定めるところにより、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の向上をはかるため、同法の定める施策を着実に具体化することを基本的態度として農業施策を講ずることとしております。

特に、農業構造の改善につきましては、生産性が高く経営規模の大きい自立経営や効率の高い生産組織を育成しながらが国農業の体質を強化改善するため、農地の流動化の促進、総合資金制度の新設、協業等集団的生産組織の助長、農業地帯の保全振興対策等をはじめとする一連の施策を充実することとしております。

以上、昭和四十二年農業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする農業施策につき、その概要を御説明した次第であります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。武内五郎君。

〔武内五郎君登壇、拍手〕

○武内五郎君 私は、日本社会党を代表して、今国会に提出された昭和四十二年農業の動向に関する年次報告並びに四十三年度において講じようとする農業施策について、若干の質問をするものであります。

農業基本法が施行されて、本年すでに六年を経っております。しかるに、農業生産は昭和三十年後半から停滞し始めて、特に米麦の生産減退が目立ってまいりました。幸い四十一年は天候に恵まれて、米の生産の回復と蔬菜、果実の増収となり、四十二年は、稲の記録的豊作によって農業生産は上昇の形を示したのであります。農家所得も同時にかなりの伸びを見せております。しかし、この農家所得の六〇％は実は農外所得であり、農

業所得よりも兼業所得のほうが年々大きくなっておるのであります。農村人口の流出、兼業、出かせぎの増加等、矛盾に満ちた日本農業の姿を見るのであります。また、畜産物をはじめ生鮮食料品の価格の上昇は、農家経済に有利に影響することくに見えたのであります。が、実際は、農業所得の伸びよりも経営のための支出のほうが一段と大きくなつて、むしろ農業の危機が一そう深まったことを感じさせるのであります。

政府はさきに、農基法体制のもとで二・五ヘクタール以上の自立経営農家を十年間で百万戸つくとおっしゃいましたが、六年たつて自立経営農家は、全農家の九〇％足らずで、少しもふえてまいりません。しかも、流動した農地の二〇％は、工場敷地や宅地に転用されたものであります。農業経営拡大のためにはあまりにささやかな面積であり、専業農家の経営規模拡大との結びつきはきわめて弱いものであります。私は、日本農業の危機は、このような農業経営を育てようとするところさへ困難にすることから出ておると考えるものであります。

しかし、政府は、もっぱら小規模農家が大幅規模農家へ農地を移動させないからであるというふうな考へて、昨年のいわゆる新農業構造政策を打ち立てたのであります。その中心は農地法の改定であります。そのおもな点は、小作契約が簡単に解約ができること、小作料の最高額統制を撤廃し、不在地主を許すなどであり、さらに、法人会社が農業目的と称して農地の取得ができることとなるのであります。これは、農地の売買が進まなくても、借地農業の経営を可能にして、不在地主の存在や資本家的農業に道を開くことに相なるものであります。かくて、おそらく耕作農民からの土地取り上げ問題が頻発することは避けられないことになると思ふのであります。また、会社形態の法人が農地を取得すれば、アメリカのデカルブのごとき会社が日本の食品会社と合併して経営ができるようになると思ふのであります。農民は、不安

定な農地にしがみつきながらも、生活維持のためには出かせぎにたよらなければならぬ状態に相なるのであります。農地の流動化は、単に農地だけをいじくる政策だけでは、十分な解決は得られないものでなく、多くの進んだ国では、雇農すべき者や雇農を希望する者に対して、親切な施策がとられておることを忘れてはなりません。社会的諸条件から生まれてくる負担を農民にだけ、にわけてはならないという考えから、西ドイツやフランスやオランダでは、農業からの隠退を希望する老齢農民に対して、年金のほか、雇農者の農業施設はもちろん、営農のための融資残高の引き継ぎまでされるのであります。ベルギーやスウェーデンでは、生活保障を与えられながら職業の訓練が進められておるのであります。

私は、日本が農地流動化がこうように滞滞した原因は、第一は、農基法農政にあると考えるものであります。農基法の描く日本農業のビジョンは、自立経営農家であり、これは、企業経営農家ではなくて、賃金水準の低い家族労働に依存するものであります。すなわち、農村を低賃金労働のプールとして維持するためのものであります。それには、農産物価格は低く抑えておき、農民は生活のために兼業農家となり、出かせぎ農民とならねばならぬのであります。これが、日本の資本主義が要求する農業政策であります。だから、零細農民は農地にしがみついて離れないのであります。

第二は、雇農すべき者に対する不安のない職業と生活の保障がないことであり、だから、政府の農業構造政策をリップポリシーという批判のあることは、いかなる事実であります。

第三は、自立経営農家として、資金の融通、土地の取得、経営の指導に手厚い保護を受ける者と、それからはみ出される者と同じ村にあって、差別農政がとられることであり、それは農地の流動化ではなくて、農民の対立の激化となるのであります。

るのであります。

さらに私は、次の点を指摘しなければなりません。自立経営農家育成にあたって、融資と指導が融着する場合、往々にして官僚的指導が強められることでもあります。それはもはや、指導ではなくて強制となり、手厚い保護育成ではなくなるのであります。私は、これらの諸問題に当面しつつ、農地流動化の円滑な進め方について、総理並びに農林大臣のお考えを承りたいのであります。

次に、食糧需給の問題についてお尋ねいたします。

白書は、「一時的な農業生産の増大があつたにもかかわらず、食料輸入の増加と自給率の低下が続いて、食料の効率的供給という面から見れば、必ずしも無条件に評価するわけにはいかない」と、いささか反省を含めて述べております。日本の農業政策が大きな誤算を繰り返してまいりました。それは食糧生産と需給の予測に関するものであります。

その第一は、昭和四十一年、四十二年の豊作に恵まれて、米の生産回復を見ることができましたが、麦類、雑穀類、イモ、豆の生産低下の傾向は大きく、特に米麦の絶対量が不足しておるのであります。政府は、消費内容の変化は米麦の消費量の減少となると考えたのであります。が、実際は、三十七年度から逆に消費が増加してまいりました。

次に、農基法農政の支柱であります。選択拡大農業の畜産、果樹、蔬菜等の成長作物は、価格対策の確立がないために、生産起伏が、はなはだしく、乳牛、肉牛の飼養は減退し、果実、蔬菜は激しい価格の変動からくる悩みを抱いておるのであります。

第三は、開放経済体制に対する立ちおくれからくる日本農業の苦悶であります。政府は封鎖体制を持ち続けながら農業の体質を改善しようと考えたのであります。これがたいへん甘いものであります。自由化の波は外国農産物の流入を増加

五一四

ます。資金、機械、技術を低開発国に投入して、そこから農産物を輸入しようというものであります。これは帝國主義政策の露骨な考へ方でありま
す。いま、日本の農業はこのような岐路に立って
いるといわれております。それは、この二つの道
の選択拡大方式は、米麦穀類の思想で貫かれて
いたことは否定できないのであります。米の生
産は今日安定的な農産物の一つでありま
すが、それに比べて、昭和三十七年をピーク
に作付面積は減少し、また麦類に至つては、年々その減少が著しくなつて
おります。昭和三十年代を通じて、少なくとも三十七年までは乳牛、豚、鶏の増産が見られたのであります。三十八年以降の減退は、海外畜産物の輸入政策が選択拡大政策とは逆行した
ものとなつたことを示すものであります。私
は、食糧の自給体制を無視した政策は國の農業政

以上で私の質問を終わります。(拍手)
 「国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手」
 ○国務大臣(佐藤榮作君) 武内君にお答えいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 武内君にお答えいたします。

農業基本法ができて、この基本法の中に生産政策、また価格政策、さらに構造政策等が盛り込まれております。これらの政策を総合的に遂行することによりまして、立ちおかれておる農業を産業としてりっぱに確立する、農業が近代産業として運営される、こういうところへ実は持ってきたいというのがねらいでございます。そこで、ただいまいろいろお話がありましたように、なかなかその目的達成は容易なことではありません。自立農家というものが、ただいま言われませんでしたように、わずかではありますが、たいへんその中身が整備されたとか、かように私は思います。しかし、一方、兼業農家の数が非常に多いし、その兼業農家もいわゆる一種兼業というよりも二種兼業が非常に多い、いわばわが国の農業が零細である、こういうような点が指摘されます。それは、

れるように思います。また、ただいまは、資金的な供与をはかるその結果、官僚統制になる、あるいは官から押しつけがましい改革をしていることになる、強制になるというような御批判でございます。

したが、そういうようなことがあつては、これはたいへんでございます。私は、官がさような強制だとか、あるいは統制をする、こういうようなことをさせないように、この上とも皆さんともども留意していきたいと思います。したがいまして、ただいまのような点についての御注意は十分私は考えてまいるつもりでございます。

次に、食糧自給体制についてお尋ねがございました。このただいまの状況のもとにおきまして、米麦を中心にしての食糧自給体制、これはある程度非常に高いところだとどまつておると思ひます。しかし、いわゆる食糧といわれる中に、飼料等を含めて自給体制を考えますと、なかなかこれが一〇〇％というわけにはまいりません。そこで、ただいまわれわれが一応計画いたしておりますものは八〇％前後、その辺で安定的な供給をす

か、したがって、これを厳守するということを明言しろというお話でございますが、私は、いまの状況のもとにおきまして、食管制の基幹を乱すよ

うなことは考えておりません。これは、食管制度のその基幹が守られる、かように御了承を——すた、さようにいたします。

次に、価格政策の問題であります。価格の問題につきましては、畜産物あるいは野菜等の価格が安定されることが必要だと、かように思っています。したがいまして、ただいまも種々価格安定政策を採用いたしておりますが、これではまだまだ不十分だと、かように考えますから、これらの点につきましても、御指摘のありましたように、さらに実効があるように、この上とも努力をするつもりでございます。

いろいろお話を承りましたが、私か
るところは以上でございます。(拍手)

〔國務大臣西村直己君登壇、拍手〕
○國務大臣（西村直己君） 大体、總理から申し上げ

げたことで尽きておられると思つてございすが、二、三補足を申し上げます。

実は、農地の流動化等を中心にして御批判があつたと思ひます。農地法については、先般ここで趣旨を御説明申し上げまして、いろいろな御意見も出ました。同時にまた、本日も出ております。ただ、私どもは、日本の農業が零細であるということ、規模がこまかいという点につきましては、一つの歴史的な所産でございす。しかし、経済がこうした異常な発展をする中においての近代農政としては、経営規模を大きくしてまいらなければならない。そして、経済規模を大きくしてまいらなければならない。そして、もちろん他のいろいろな施策が必要でございす。たとえば、この国会でも御審議を願ひつつありますところの農業振興地域の整備に関する法律案、言いかえれば、この点は農業立地でございす。農業立地を強めてまいら、そして、困としての大きな施策を特段にそこに重点的にやつていこう。いわゆる環境整備なり農業立地なりの思想の中で、さらに農業をやらうという意欲の強いところで、農地法の精神を生かしながら農地が立ち直るという態勢が私どもは望ましいのではないかと。もちろん、それからくるところの弊害が起ころぬように規制等も加えながら、農地の流動化をやつてまいりたいというの、一つの精神でございまして、どうかその点は御了解が願ひたいと思つております。

それから、一番むずかしいのは、農業を離れていく方々の問題でございすが、今日の日本の農業者の経済内容を大體見ますと、開拓者とか一部の方は非常に借財があり、また、北海道の一部には借財が多いといひますが、全般的には借り入れ金よりは蓄積その他のものが多いのであります。しかし、農業を離れるということは人間の職業の大きな転換でありますから、これはやはり農林省だけでなくて、他の省との関連をもちまして、円滑な転換を絶えずはかつてまいりたいと思つております。

それから、食糧の自給体制等でございすが、これも基本的には総理からお話がございましたが、自給体制の堅持ということ、これはもう当然のこととございまして、イギリスその他の例を見ましても、私どもはあくまでも食糧の自給体制を堅持していく。もちろん、それには主食もございすが、同時に、酪農その他の関連農産物で非常に需要の強いものもございす。そこで、私も、草地の拡大というように、これを林野とあわせて考えてまいりたい。そこで、今回の農地法の改正の中にも、草地利用権の設定というように新しい制度を加えて、国内の飼料自給体制を深めながら、主食なり関連農産物の供給強化を高めたいと思ひます。もちろん、その間におきまして食糧の問題も、総理がお触れになりましたように、食糧の基本なり精神なりというものを十分体しながら、適正な食糧制度なり価格の運営というものをやつていかなければならぬという、そういう考え方であることを申し上げます。

なお、それから、畜産物、果樹、蔬菜の価格の問題がございしましたが、これは現在それぞれ法律がございす。その法律の運用において弊のあるところは、私も今後とも検討を加え、直してまいりてございす。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 山田徹一君。

〔山田徹一君登壇、拍手〕

○山田徹一君 私は、公明党を代表して、ただいま説明のありました昭和四十二年農業の動向に関する年次報告に關し、重要な数項目にしばつて、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。

質問の第一は、構造政策のあり方についてであります。白書は、わが国農業の構造問題を多角的に分析し、結論においても、構造の近代化、すなわち自立農家の育成を最も重要な柱だと指摘しておりますが、分析も不十分であり、それを講じようとする

施策も、はなはだ甘いと考えざるを得ないのであります。たとえば諸農耕作を熟認することによつて広範に発生しているやみ小作は全く分析されておられません。去る三月発表の四十二年産米生産費調査によると、青森県は調査農家八十戸で、小作地の小作料は平均二万二千六百七十七円、高知県は四十戸で一萬七千六百一十一円、香川県は八十九戸で一萬五千六百四十四円でありす。これらは、いずれも統制小作料とやみ小作料との平均でありますから、やみ小作料だけをとればもっと高い水準となり、このような高水準のやみ小作が広範に発生している現状において、農地法改正により、小作権設定を中心とする規模拡大をはかろうとする法律をつくつても、高水準小作料の再

現は必至であり、農業の発展を阻害する最大の要因と考えるものであります。小作料の引き上げが、米価を引き上げる要因となり、さらに諸物価の引き上げにもはね返る危険性も生じます。したがひまして、その考えについてお答え願ひたい。

また、農家負債の問題は、農家経済調査による平均値だけを見ると、一見問題ないようでありすけれども、個々の農家にとってはきつて深刻であります。災害を受けやすい開拓地や北海道の畑作農家が、かなり以前からこの問題に悩んでおります。はか、構造改善事業等により、養鶏、養豚、あるいは機械化を行なつたものの、これに失敗して負債に苦しむ例が各所にあります。ものとを平均的にながめることも必要でありまして、これが、これらの離農したくとも借金のため動きがとれない層に対する分析と対策が必要と考えるのであります。また、昨年農林省が発表した「農業構造政策の基本方針」では、農業の地域区分と、それに対応する農政の展開が大きい柱となつております。しかし、白書では、一応各項目について地域別の分析をやつておりますけれども、地域政策的農政としてのビジョンは明確にされてないの

であります。特に問題なのは、離農する人々に対する対策がほとんど検討段階であり、地価問題に

至つては初めから触れようとしておらないのであります。もっと構造問題の分析を深め、ほんとうに効果のある構造改善を推進する政策を確立すべきだと考えるのであります。総理大臣並びに農林大臣の見解を伺ひたいのであります。

第二は、農産物の自給率についてであります。今日、わが国農政に課せられた大きな問題は、食糧の自給率の低下による輸入農産物の激増をどう解決するかであります。食用農産物の自給率の推移を見ると、三十五年の八七％をピークとして年々低下し、三十九年は八一％、四十年は八二％、四十一年は八一％、四十二年は七五、六％を下回ると見られております。品目別についても、三十五年を基準に考えても、全品目の自給率が低下し、特に、濃厚飼料は六七％から四〇％に、大豆は二八％から八％に、大麦は九九％から六五％と著しく低下して、畑作物を放棄しようとする傾向が見られます。それは、もうからぬ畑作ともいわれ、裏作も考えられず、年々作付が減少しているのではありません。白書にも、耕地面積は、四十二年には前年に比べ田畑合計して五万八千ヘクタールと大幅に減少した、畑地は二・九％と全地域にわたつて減少、水田でも北海道、東北、北関東の三地域を除いてすべて減少しています。一方、農地が他に転用されたのは、三十五年の二倍近い二万九千ヘクタールと、逆に激増をしている現況であります。政府は、このようなきびしい実態の上に立つて、どのような自給率を目標として生産性向上をはかつていくのか、お伺ひします。

さらに、自給率の低下による農産物の輸入激増についてであります。国庫収支の赤字が増大されているその中であつて、農産物の輸入額は、前年を一六・六％上回る二億二億六千万ドル、邦貨にして八百五十億圓にも達しております。これは国内総輸入額の二三・八％であり、世界的に見てもイギリス、西ドイツに次ぐ世界第三位の輸入国になつてゐるのであります。さらに主要食糧である穀類及びその加工品と米、小麦、パレイシヨ

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号

国務大臣の報告に關する件(農業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度農業施策について)

五一六

の輸入については八一・二%と、第一位であり、イギリスの二六・四%、西ドイツの一三・八%、フランスの一三・八%と比べて圧倒的に多いのであります。これは、わが国農業政策の基本がいかに貧弱であるかを示すよい例であり、まことに遺憾であります。農産物の巨額な輸入は、国際収支の悪化を増すばかりでなく、国内自給率を、じり貧に追い込むものと考えられます。これは政府の農業政策の見直しを誤った失政のあらわれであると、断ずるものであります。農林大臣の御所見をお尋ねいたします。

第三は、米麦を含む農産物価格についてであります。

米麦と一部の農産物の価格は比較的安定しているが、他の大部分の農産物の価格不安定は、そのまま農業従事者の生活の不安定につながり、かつ、適地適産と選択的拡大を著しく妨げているのであります。白書には、米は対前年度上昇率七・七%に対し、雑穀、豆類はマイナス〇・八%、野菜は三・五%、果実五・二%、そのほか畜産物等、いずれも大きく下回っております。それは米麦の価格支持政策がもたらしたものであると思ひますが、この行き詰まりを、いかに解決するかという問題が少しも示されず、義務的な報告に終わっている点は、これまた、まことに遺憾であります。また、第二の米価闘争と言われ、現在問題になっている乳価についても、何ら述べられていないのは、どういふことなのか。四十三年度の米価問題並びに食糧制度の今後の方針、乳価問題に關する対策について、大蔵大臣並びに農林大臣の所見をお伺いいたします。

第四に、農業労働力の減少についてであります。農業人口は最近一年間に九十二万人も減少、四十一年度の農業就業人口は、前年度より三・九%減少、総就業人口に占める比率は一九・三%と、ついに二〇%を割り、農業の将来に暗い印象を与えているのであります。特に、労働力流出の

七〇%までが新卒者で占められております。農村の人口流出は、依然として経営規模拡大に結びつかず、逆に農村人口の老齢化、女性化をもたらし、このように若い労働力が農村から流出されることは、農村の荒廃を意味するものであり、まことに重大かつ憂うべきことであります。農業の将来に對する明るいビジョンを明示し、若い労働力を確保、育成することを真剣に考えなければならぬと思ひますが、政府はこの点についてどう考えているのか、明確なる所見を總理並びに農林大臣にお伺いいたします。

最後に、農村環境の整備についてお伺いいたします。白書は、農家の生活環境が都市に比べ非常に悪いことを分析しておられないから、一向に解決されないのが現状であります。この問題はその大部分が農林省所管ではありません。農業振興地域の整備に關する法律案においても、環境整備問題は訓示規定があるだけであります。しかし、道路、住宅、衛生、レクリエーション、その他農村に適合した生活環境施設の整備は、健康で文化的かつ生産性の高い農業及び農村の建設に不可欠の問題であります。この点に關し、總理大臣の具体的な構想を示していただきたいと思ひます。

以上、基本的な問題にしばって御質問いたしました。政府の具体性のある答弁を期待しまして、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 山田君にお答えいたします。

先ほど武内君にもお答えいたしましたように、農業基本法の命ずるところでは、自立農家をとにかく育成強化しなければならぬ、そしてこれを中心にしていわゆる村づくりをするというのが骨子でございます。しかしながら、農業の現状は自立農家がかりではあります。兼業農家が非常に多い。兼業農家の場合におきましては、いわゆる農業生産で手伝いをするにとり少くないので

ありますから、他の面ではいわゆる農家収入——農業収入ではございません、農家収入をふやすようにして、そして兼業農家がしあわせになれるように総合的な施策をいろいろ努力しておるわけでありまして。しかも、これは政治の全般として考えることでありまして、どちらかといえば、専業農家、この育成強化が農業基本法の命ずるところでもある。われわれはそういう線でいろいろくふうをしておるわけであります。

ところで、御指摘になりましたように、この専業農家に力を入れるために、農地の拡大あるいはだんだん規模を拡大する。そういうことが無理なために、小作料等がずいぶん高いものがある、こういうお話でございます。小作料も——私もが自立農家をつくるという場合には、零細な農地を相手にいたしまして、そうして自立農家がそれらのものを借りて、あるいは買ひ取つて、そうして経営することがいいだろうと思ひますので、ただいま言われるような小作料の面で特に昔のようにまたなるのだ、こういうことはいいはずであります。しかし、特殊な例等について御指摘になると、そういうものも地域的にはあると思ひますから、こういう点は農林当局におきまして、特に力を入れるべきではないだろうか、かように思ひます。

まず、一般の傾向から申せば、最近雇用機会が非常に増大しておりますから、いわゆる零細農家もこの雇用の関係で出かける、その土地を専業農家の方が借りて、そうして農業経営をするという場合でありますから、この小作料の問題は、むしろ零細農家を助けるような方向にあるだろうと私は思ひます。したがって、昔のように小作料の高いことを心配することはないだろう。したがって、今回は農地法を改正いたしまして、小作料の最高額の統制、これをはずそうということ、皆さま方にもお願いしているわけでござい

ます。次に、農家が離農する場合に、いろいろの問題が起こっている、ことにそれが特殊の開拓農民あるいは開拓地等においてはそういう場合があるという御指摘であります。おそらくこの離農する場合に、資金難やあるいは農業経営の失敗というようなところから、いわゆる窮迫型離農といううなこともありましよう。それについては、それに対する特別な対策を立てなければならぬ。一般の傾向から申しますと、ただいま申しましたように、雇用の機会が増大しておりますし、農家の経理内容もよほど改善されておりますから、最近では、いわゆる窮迫型離農というのは、なりに少ないように思ひます。自分の兼業しておるそのほうの仕事に専念する、こういうので、その労働力の事情から離農するというのが普通の形ではないかと思ひますので、政府はそういう意味のものの対策を立てておるわけであります。こういう人たちに對しまして——また特別な事情によつて離農する、こういうような場合には、職業転換給付や職業訓練等を実施いたしまして、離農が円滑に行なわれるようにいたすつもりであります。

次に、価格安定、また国内自給率、輸入問題等についてお触れになりました。食糧制度等にもお尋ねがございましたが、これは所管大臣からお答えすることにいたしまして、私の答弁は割愛させていただきます。

次に、農村人口の流出の問題。いまの離農の問題とからみ合いますけれど、一般的に見まして、都市化の傾向がある、そして農村は疲弊する、いわゆる過疎現象を生ずる。その場合に一番問題になりますのは、農村の農業の後継者の問題だと、かように思ひます。適当な後継者を得ること、これはただいまの農政におきましても、特に力を入れなければならぬ問題でありまして、御指摘のとおりであると思ひます。そこで、そのためには、まず環境の整備を積極的に行なつていく。この白書でも申しておりますように、都市に比べて農村はたいへんおくれである。こういうところから、道路や住宅や、またその他の上下水道等、生活環境の施設の拡充をはかつて、そして環境の整

備をし、いわゆる後継者をふやすような状態にする、これが私どもに課せられた役目だ、かように思っておるわけでありませう。

ただいまお尋ねのこれらの点、あるいは、さらにもっと詳しく答えるというふうなお話もあるうかと思ひますけれども、その他は各大臣からお聞き取りいただきます。(拍手)

〔国務大臣西村直己君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村直己君) 小作料の問題は、ただいま総理からお触れいただきましたことでは、要は尽きておりますが、特に私のほうから申し上げたい点は、小作料の最高額をはずしまして、今日は労働需要の非常に強い時代でございます。いま一つは、その間におのずから調整はつく。いま一つは、現在行なわれております小作料統制を受けておる地域は、そのまゝ十年間は残つてまいる、こういうふうな法のたてまえになつておるわけでございます。

それから、いま一つ、地域人口とか、自給度を上げるとか、あるいは同時に長期見通しであるとか、これらを一括して申し上げます、御存じのとおり、現在昭和三十一年度につくりました農業基本法に基づきます長期見通しというものを持っておるのでありますけれども、これが現在の実勢に合わないのと、現在取り急いで一つの国としての長期見通しを立てようと、鋭意努力中でございます。もちろん現在は、昭和四十一年度を基準にいたしますと、米につきましては九四％、鶏卵等は二〇％、果実が九〇％台近とか、いろいろあります。中には、物によりましては、小麦、大豆等低いものもございます。また、酪農品につきましても、自給度は多少上がります傾向にありましても、裏には飼料輸入等、大きな問題が控えております。そこを見合はせまして、国としてさらに自給度をどの辺まで、どのような形で持つていくかという点を、さらに明確にすべく鋭意努力をいたしておりますと同時に、それと見合ひしまして、例の農業地域振興法案でも御審議を願つてお

りますように、果あるいは町村の段階において振興地域、農業立地をきめざる場合に、整備計画あるいはその基本になる整備方針というふうなもの、おのずからやはり、どこにどういふ主産地を形成していくかというふうなことを、いま少し明らかにしてまいつて、そういう方向に沿つて、他の施策とあわせまして自給率を高めてまいるというところを、長期的にも考えてまいりたいと思ひつてでございます。

それから、価格の中でもちろん農林物資につきましては、価格支持制度というものを相当部分入れておることはすでに御存じのとおり、米麦をはじめ、それ以外にも蔬菜であるとか、あるいは畜産物につきまして、それぞれ法律がございまして、先ほど申し上げましたように、時代に合わせ、特にこれらは絶えず検討を加えていくことを必要とすると思ひますが、同時に私どもは、ただいまたとえば乳価のような問題が出ておりました。乳価のうちで、原料加工乳につきましては、すでに保証価格の改正で済んでおるわけでありまして、市乳につきましては問題が出ておりますが、これは委員会等におきましても十分御議論もあつた。私どもはできる限り中央、地方のあつせん等を通じてこの問題を打開してまいりたいと思ひつております。根本は、やはり日本の草地の拡大によつて酪農を基盤的に固めつつ、あわせてこういった現実の問題を解決していかんやならぬと思ひます。

それから、若い労働力は、もちろん先ほどお話が出ておりましたが、確保ということが大事でございますが、私どもはそのためには、一つは教育の面から、今回の農林省設置法等におきましても、中央に農業大学校、それから、あるいは後継者育成資金を今年度予算には相当規模拡大をいたしておる。同時に、各府県等におきましても、伝習農場等の研修機関等を通して、程度のほんとに高い、合理的な、農村の青年子女の後継者の育成ということとあわせて、住みよい環境づく

くりというものを、一農林省だけではなくて、関係省とあわせて、質のよい、中核的な後継者、労働力の確保につとめてまいりたいと思ひつてでございます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 私への質問の第一は、乳価についての問題でございますが、御承知のように、問題が二つございまして、一つは加工原料用の乳価の問題であり、一つは飲む牛乳、飲む乳価の問題でございますが、加工原料乳の生産価格につきましては、ただいま不足払い制度がとられております。したがって、政府が保証価格の決定をしなかりやありませんが、本年度はこの三月の末に、百キロ当たり四千二百五十二円と決定いたしました。この保証価格は、昭和四十一年に制度が発足してから年々引き上げられておりますが、問題は、この酪農の振興が永続的に、ただこの価格政策にのみ頼つていいかということでございます。これは好ましいことではございませんので、やはり酪農の生産性の向上ということに、もう一段の力を入れるべきであるというふうに考えております。

で、飲用乳価の問題は、これは政府がきめる問題ではございませんで、ただいま生産者と生乳業者との間で値段の交渉が行なわれております。まだ帰還はわかりませんが、昨年、末端の消費者価格を値上げしたばかりでございます。本年度は、この両者の折衝において、末端価格を上げないで済む方向に落ちつくというふうに私どもは聞いておるところでございます。

質問の第二は、今年度の米価、食糧制度の問題でございますが、今年度の生産者米価については、まだ政府として何ら方針をきめておるところでございませぬ。生産者価格と消費者価格の関連の正常化ということに十分の検討を加え、また、いわゆる総合予算主義というこのためたてまえも頭に入れます。適正な価格の決定をいたしたいと考えております。食糧制度の問題は、御承知のように、もう農

政のうちで最も大きい比重を占めておる事項でございます。また、国民経済に深い関係を持つておりますので、簡単にこれは取り扱える制度ではございませぬので、慎重に対処する必要があると思ひます。ただいま財政制度審議会の第一分会でこの問題と取り組んでおられておりますが、あらゆる機関の意見を十分に聞いて、この改善には努力したいというふうに考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十三年度林業施策について)。

〔国務大臣西村直己君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村直己君) 昭和四十一年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、この年次報告に述べております林業の動向について申し上げます。四十一年における木材需要は、建築需要の増加等により、きわめて旺盛でありましたが、国内における木材生産は若干の増加にとどまり、外材輸入量が大幅に増加いたしました。このような事情から、木材価格もかなりの上昇をいたしましたのであります。この木材価格の上昇に伴ひ、四十一年度の林業所得は著しく増加いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

また、毎年の造林面積は減少傾向を示しておりますが、各県における公社造林の進展など新しい動きも見られ、さらに、林道はまだ十分とは言えませんが、逐次整備されつつあります。

一方、林業経営の動向について見ますと、林業

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号

國務大臣の報告に關する件(林業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年度林業施策について)

五一八

機械の導入など林業生産技術の進展が見られますが、私有林経営の規模は零細なものがきわめて多く、経営基盤が脆弱である等、林業構造の一その改善が必要な状況にあります。

林業従事者の動向につきましては、山村農民の流出が著しく、林業労働力の不足が目立っており、

次に、林業に關して講じた施策であります。これは、最近、特に四十一年度以降において、政府が林業振興上実施した主要な施策を述べたものであります。

最後に、昭和四十三年度において講じようとする林業施策の概要について申し上げます。

政府といたしましては、近年における林業の動向等にかんがみまして、林業基本法の趣旨に従い所要の諸施策を講ずることとしております。

特に、木材供給の安定を期するために、外材輸入の適正円滑化と相まって、森林施策の合理化、計画化を推進するとともに、林道の整備拡充、造林の推進等の施策を講じ、もって国内の林業生産の増大及び生産性の向上をはかることとしております。

また、林業構造改善等のため、林業構造改善事業、入り会い林野整備事業等の推進をはかりますとともに、国有林野の積極的な活用のため、

施策を講じ、あわせて山村労働力の流出に対処して林業従事者の養成確保等の施策を充実することといたしております。

さらに、近年の経済成長、災害発生の実情に対処し、森林の国土保全機能の確保をはかるため、治山事業の拡充実施等の施策を推進することとしております。

以上、昭和四十二年度林業の動向に關する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする林業施策について、その概要を説明した次第でございます。

(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。中村

波男君。

〔中村波男君登壇、拍手〕

○中村波男君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま報告のありました、林業白書並びに昭和四十三年度において講じようとする林業施策につきましまして、ごく基本的な問題にしばって数点質問をいたしたいと思っております。

まず、総理にお伺いをいたします。

国内の木材生産は、ここ数年、完全に停滞したばかりではなく、民間の造林は縮小の傾向にあり、このため木材需要の増大はあけて輸入に依存し、

毎年非常な勢いで輸入が激増し、今日では輸入依存率は四割に達するといふと、輸入金額はチップを含めて総輸入の八・二割、三千五百億圓と、石油に次ぐ第二位を占めるに至つたのであります。

しかも、木材価格は急上昇し、物価上昇の大きな要因となつております。わが国は国土の約七割が森林といふ林業国でありながら、かかる事態を、一

体、総理は何と考へておられるのか。政府は、戦後一貫して独占資本に奉仕し、財政経済のあらゆる分野にわたつて労働大衆をこれに隷屬させる政策をとり、林業についてはさらに大山林地主を温存し、山村の民主化をはばんだのであります。

このため、林業労働力は減少し、大山林地主は切り惜しみ、貿易商社は木材輸入に狂奔し、紙パルプ資本は原料用チップを海外に仰ぎ、国内林業に向けるべき資本投下は先細りになるといつた悪循環におちいつてゐるの、わが国林業の現状なのであります。

この憂うべき現状を総理はどう理解し、どう打開するお考えであるのか、林政の基本的な姿勢について総理の所信を伺いたいののであります。

次に、木材の需給と木材価格の上昇について、農林大臣並びに経済企画庁長官に伺います。

政府は、林業基本法に基づいて、四十一年四月に需給の長期見通しと、森林資源に關する基本計画を公表しました。それによれば、輸入依存率が最大となるのは昭和五十年ごろの二九％といふこ

とでありましたが、現実には四十一年三三％、四十二年三九％と、初めから大きく狂つてゐるのであります。

このように狂つたのは、長期見通しが中期経済計画で想定していた経済成長率を基礎に置いたが、現実の成長率がこれを大きく上回つたなどという言いわけはやめまして、長期見通しと基本計画は再検討すべきであり、なお、この問題は実に深刻であり、波紋は大きく広がつてゐるのであります。

すなわち、木材の輸入の増大は、食糧輸入とともに、その大部分が国内で消費されるのでありますから、国際収支上からもきわめて重要な問題であります。加ふるに、海外の状況はきわめてきびしく、特に丸太の輸出については、輸出側は規制を強めようとしており、その丸太輸入は世界一位で、わが国の製材業及び木材流通に及ぼす影響は、今後きわめて大きいものがあるまい。

その実態の二、三を指摘いたしてみますと、外材輸入は、独占的の大手商社によつて、利益本位に思惑の輸入が行なわれてゐるばかりか、木材市況を見ればわかりますとおり、外材主導型であり、木材輸入が国内価格の安定にあまり寄与してゐない、私は考へるのであります。そればかりか、木材関係企業は、大手商社を中心に集中化、系列化が進み、弱小企業の下請化、さらに、倒産を引き起こしてゐるのであります。また、木材チップ輸入の急増によつて、国内チップの生産にしろ寄寄せられ、ひいては、拡大造林を停滞さすなど、国内生産に及ぼす影響は必ずしも小さくないのであります。

要するに、木材はますます海外に依存し、資本はますます国内林業から逃避するといふ局面を打開するには、当面、輸入対策の総合的な調整と同時に、根本的な国内生産体制の確立が何よりも必要であります。

白書は、地域別、階層別に、かなり克明に分析してありますけれども、残念ながら、林業の衰退の原因を究明する問題意識に乏しいのであります。

さらに、木材は、早くから自由化されておりましたが、戦後は一貫して価格が上昇し、最近の上昇率は、四十年を一〇〇として、木材、木製品の四十二年の指数は一二〇・七となつており、卸売物価総合指数一〇四・三よりも五倍近い上昇率であります。

今後、このように木材価格が上昇するかどうかは、物価政策上きわめて大きい問題であります。私は、木材価格は、長期的には、ある程度の上昇傾向はやむを得ないと思つてはいますけれども、急激な上昇は絶対に避けなければならぬのであります。

こうした観点から、木材価格の動向及びその対策について、経企庁長官の所信を伺い、また、農林大臣には、価格上昇が生産、消費に与える影響について、どう対処されようとしてゐるのか、あわせて明らかにしていただきたいのであります。

農林大臣に対します第二の質問は、国内生産体制整備の問題についてであります。林道、造林は、林業近代化の基盤となるものであり、すみやかにその整備を急がなければなりません。

しかるに、林道は、森林計画における計画量の六、七割程度しか開設されてゐないことについては、本日は不問に付すこととしてしましても、今日、政府の行なつてゐる公団林道、関連林道、スーパー林道、農免峰越し林道等の開設などが、その設置目的から大きく逸脱し、私鉄などの観光資本に奉仕したり、政治路線と批判を浴びてゐる事例も少なくありません。

したがって、政府は、林道網の整備に一段の努力を払うとともに、林道投資の効率化をはかるべきであります。

また、造林についても、団地造林制度の創設等が行なわれたほか、公団、公社造林、その他、いろいろな制度がありながら、造林はきわめて不振であります。この際、官公造林制度の復活を含め、造林政策の根本的な再検討が必要であります。また、所有構造が複雑な上、経営というよりは、財産保持を目的とする傾向が強いわが国にありましては、この体制にメスを入れることなくして、林業の近代化ははかり得ないのであります。

から、戦後は一貫して価格が上昇し、最近の上昇率は、四十年を一〇〇として、木材、木製品の四十二年の指数は一二〇・七となつており、卸売物価総合指数一〇四・三よりも五倍近い上昇率であります。今後、このように木材価格が上昇するかどうかは、物価政策上きわめて大きい問題であります。私は、木材価格は、長期的には、ある程度の上昇傾向はやむを得ないと思つてはいますけれども、急激な上昇は絶対に避けなければならぬのであります。こうした観点から、木材価格の動向及びその対策について、経企庁長官の所信を伺い、また、農林大臣には、価格上昇が生産、消費に与える影響について、どう対処されようとしてゐるのか、あわせて明らかにしていただきたいのであります。

私は、この体制的な問題を打ち破る一つの方策として、切り惜しみに対する規制措置を講ずること、さらに生産の組織化をはかることだと考えているのでありますが、このことに対し、農林大臣はいかなるお考えをお持ちなのか、お聞きをいたします。

農林大臣に対し第三の質問は、国有林のあり方についてであります。

林業白書は、「国有林の針葉樹については、資源の制約もあるが、将来持続的に供給に支障を来さぬように配慮した」と言っており、資源的制約がなせ起きたかといえ、もともと紙パルプなどの木材大資本に安い原木を大量に供給したというところが大きな原因であります。また、当然の一般会計でまかなうべき治山事業費や森林開発公団に対する出資を、林政協力費の名のもとに国有林特別会計から吸い上げる結果が、国有林労働者への劣悪な労働条件の押しつけ、材価の高い里山への人工林伐採の集中、林地荒廃のおそれのある短伐期林業の採用等、百年の計をもつて進めるべき国有林経営のあり方は、きわめて場当たり的であります。政府はこのような国有林経営のあり方をすみやかに是正すべきであります。

国有林に関する第二の質問は、国有林活用法案についてであります。国有林を地元農林業のために活用することについては、わが党もかねがね主張してきたところで、現に制度的にその道は開けているのであります。しかしながら、林野庁は、共和製糖事件に見られるように、不法、不当な交換や払い下げを行ない、また、なわ張りの根性から正当な国有林活用申請を押えてきたことは、責められるべきであり、かかる行政権の不当な行使は改めることは言うまでもありません。私は、国有林活用の道は、法の制定いかんにあるのではなく、政府の国土利用に対する政治姿勢と経営規模拡大への熱意にかかっていると考えているのであります。したがって、制度上に屋上屋を重ねる活用法案の提案は、いたずらに政治的活用を助長

し、国民の財産である国有林が、活用という美名のもとに悪用の道を開くものであり、かか意味において、わが党は強く反対をいたしているところであり、(拍手)この際、政府は、一部の不当な要求を退け、国民的立場から、勇断をもって国有林活用法案を撤回すべきだと考え、あえて総理及び農林大臣の見解をお聞きいたすところであり、

最後に、林業の労働力不足の一大要因が、低賃金に加えて、きわめて劣悪な労働環境と労働条件にあると考え、この観点から、労働、厚生両大臣に質問をいたします。

労働力問題は、今日経済のあらゆる分野に大きな影響を及ぼしておりますが、とりわけ林業に深刻であります。すなわち、今日のような地主的な経営では、その近代化によって労働力をカバーすることはできません。むしろ、労働その他の労働条件を引き上げることによって、経営の近代化を促すべきであります。しかしながら、実際問題としては、林業白書が述べておりますように、その労働賃は、最高の切り出しで一日千三百八十四円、造林では千二百三十三円にすぎず、これでは一月の収入はせいぜい三万円前後であり、しかも多くは臨時、日雇いというきわめて不安定な雇用条件のもとにあるのであります。また、この実態は民間労働者だけではなく、国有林の常用作業員の〇〇近くが生活保護世帯並みの賃金しか得ていないといわれているのであります。政府の施策は、社会保険にせよ、労働政策にせよ、主として常用雇用者対象であり、また、林業労働者はそのワケ外に今日放置されておるのであります。一体、このように非人間的な労働条件を政府はどのように考えておられるのか、私はまず林業労働者の過重労働の規制、労働基準法第四章の適用除外の廃止と労基法の完全適用、失業保険などの日傭者保険の弾力的運営をはかる等の措置をとられよう強く要望いたしますとともに、雇用安定法

の制定と相まって社会保障制度の拡充をはかるべきだと考えておるのであります。また、昭和四十二年十月の労働省の発表によりますと、切り出し作業における災害発生は全産業中最大の件数に達しており、さらに、チェーンソーなどの機械導入使用によって、白ろく病その他新しい職業病が林業労働者の健康を侵していることなどもあり、就業に二の足を踏んでいる実態をまず政府は認識し、これらの対策を積極的に取り上げるべきであります。

以上私が指摘した事項及び意見に対し、労働、厚生両大臣から所信及び具体的な対策をお示しいただきたいのであります。私はごく基本的な問題にしては質問をいたしました。わが国の林業はいまや衰退の徴候が強いのであります。政府の誠意ある答弁を期待いたしまして質問を終わります。(拍手)

〔農務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○農務大臣(佐藤榮作君) わが国の木材需給の状況は、最近の経済発展、それに伴いまして非常に需要が増大した。国内の木材の供給がこれに追いついていない、そこで外材によっている。これはたまたま御指摘のとおりであります。このことは、いまの国際収支の面から見ても、これはたいへんな問題であります。したがって、これと真剣に取り組まなければならないと思っております。で、なぜかような状態になったか。これは中村君も御承知のように、奥地林道が不足しているとか、あるいはわが国の造林が思うように進んでおらないとか、あるいはまた、労働力自身が不足している等々の理由によりまして、わが国の林業がたまたま不振の状況にあります。また、国内資源だけでは事足まかなえないような需要の状況だと、かように思っています。そこで、おそまきではございますが、林業基本法の命ずるところによりまして最善の努力を払っていき、いわゆる生産体制あるいは構造対策に積極的に取り組ましまして、そして総生産をふやし、また、労働政策も

特に考慮いたしまして必要な労働力の確保をいたしまして、ただいまのような需給状況に対処してまいりたいと思っております。

次に、わが国の国有林野の活用問題についてお尋ねがございました。ただいま中村君の言われるように、社会党も国有林野の活用については別に反対ではない、大いに活用すべきだ、かように言われます。しかし、これがどうも不正あるいは利権化する、そういうことがあってはならないという御注意でございます。私も今回特に特別措置法を立法いたしましたのも、地方によりましては、たいへん国有林野が多いところがあり、また、もう林野の八〇〇前後を国有林野で占めている。そういうような地域では、農山村の地域開発のためにも、また、農林業の体質改善のためにも、構造改善のために、国有林野の活用が必要でございます。だから、そういうような地域についての特別措置の立法がぜひとも必要だと、かように私も考えて、今回御審議を願うようにいたしておるのでございます。どうか御審議に際しまして、これらの点を十分お考えいただいて、御協力のほどお願いいたします。(拍手)

〔農務大臣西村直己君登壇、拍手〕

○農務大臣(西村直己君) 中村君の御質問の中で、長期見通しの問題にお触れになっておりますが、確かに、経済の異常な上昇に従って木材需要が非常に強くなっているために、長期見通しとは、かなり狂っているんじゃないか、これはおっしゃるとおりでございます。ただ問題は、これが率直に申しますと、昭和九十年までの五十年間の見通し、その中において、二年の間にそういう狂いを生じた。したがって、これにつきましましては、改定するという問題もございまして、それ以前に、さらに、いま少し需給の推移というものを的確につかみつつ、見直しを検討していくというところでは、私も、私どもはやってまいりたいと思っております。直ちに改定という前に、十分今後の見直しというものをさらに確かめてみたい、こ

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号

國務大臣の報告に關する件(林業基本法に基づく昭和四十二年次報告及び昭和四十三年度林業施策について)

五二〇

ういう考えてございます。

そこで、価格でございます。確かに、最近、木材価格が四十一年半ばごろから急速に上がってきたことは事実でございます。これは一つは、経済あるいは景気動向が、特に設備投資、住宅需要、こういったものが急激に強くなるときに、大体木材価格というものは強くなっていることは、申し上げるまでもないのでありますが、最近、少し傾向が、ことに入りまして価格の騰勢が鈍化してきた。特に、率直に申し上げますと、四月からは、ややちよつと下がっております。これは一つは、政府の景気調整その他の影響もあるかとも思うのでありますが、これが今後どういう形になってくるか、さらにまた見きわめますけれども、趨勢としては上がる。ただ、上がり方が、先ほどのお話のように、鈍化していくという傾向ならば望ましいのであります。そこで、それに対する国内産の増大というように、木材の円滑な、しかも、適正な輸入ということについては、不斷に留意してまいりたいと思つてございます。そこで、私といたしまして、この木材につきましては、先ほど總理からお話ございましたように、日本の輸入品の中で相当のシェアを占めておる、大きな分野を占めておる、今日現在で、九億から十億前後のものを、とにかくドルとして食つておるということとは事実でございます。したがって、これと同時に、木材というものを非常に使う、使うけれども、一面において、使い方の問題があると思ひます。いわゆる資源の活用方法というものを考えなければならぬ。そこで、農林省のほうは、国内産を特に供給していく立場で、いろいろ努力もしてまいりますが、同時に、使われる方面におきましても、十分にこれを考えていただく意味で、私といたしましては、何かこれらの、さらに総合的な、輸入をはじめ、それから林野資源の使い方という面まであわせて——木材資源の使い方の面まであわせてような総合対策というものをひとつ検討してみたらどうかと、こういうことを

ただいま検討中でございます。

その次に申し上げたいのが、この造林のうちで、官行造林の点をちよつと触れておきます。造林事業につきましては、従来から国庫補助や、公庫によりまして融資等をやつておりました。特に昭和四十二年度からは、団地造林事業というものを新規に実施をいたしておるのである。これらは今後もやつてまいるのであります。官行造林につきましては、現在は、水資源で涵養保安林等の公益上必要の強い森林だけについて、森林開発公団でやらしているものであります。これをその他の森林にまで扱わせるかということにつきましては、今後問題として、ひとつ検討したいと思ひます。

それから、特に現在森林の所有構造が複雑、零細、財産保有的な傾向が強い。これも林業の近代化をはばんでいっている一つの理由ではございません。そこで、この近代化のためには、できれば保有規模というものを大きくすればいいのであります。保有規模は拡大できなくても、少なくとも協業の促進その他によりまして、基本法によるところの構造改善事業を進めていく、それからもう一つは、計画的な施業の実施でございます。先般も森林法の一部改正で御賛成賜りましたこの施業の計画化、これによりまして制度化されましたので、こういうふうな森林施業の計画化によって資源活用の能率化をはかつてまいりたいと思ひます。

それから、この林道が観光に使われたり、あるいは政治的に使われてむだじゃないか、もつと効率をあげろ——この点はもちろん留意しなければならぬ点であります。今日の林道政策は御存じのとおり、できればネットワーク的な考え方を一つは持つて、総体としてのこの林道を効率的に使うような形でつながりを持たせるようにしております。そこで、それが果道あるいは国道につながるといふ面からみれば、ある場合には観光に使われる部分もあります。しかし、あくまでもその点

は森林資源培養のための投資だということに、私ども今後留意をし、気をつけてまいりたいと思ひるのであります。

それから、国有林の活用問題につきましては、總理からもお話ございました。

なお、労働力の問題につきましては、ほかの大臣の方から御返事があると思ひますが、私どものほうもいたしまして、できる限り雇用の安定、特に通年雇用というよりなたてまえの中におきまして、社会保障制度の適用をはかつてまいりたい。同時に、国有林の従業者を含めまして、これらの所得の向上ということには、所管大臣としても今後とも努力をしてみたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 中村議員の言われますように、これは相当私、深刻なやはり問題であると思つております。御指摘のように御売り物価は、わが国では、一般には一%とか二%とかいう落ちつき方でございますけれども、木材、同製品だけは年に一〇%以上、このところずっと上がつてきておりました。したがって、御売り物価を非常に押し上げる力を持つておることはおっしゃるとおりでございます。輸入のほうは、たぶん昨年、昭和四十二年で十億ドルを突破したと推定されます。おっしゃいますように内需の大体四割でございます。ですから、私どもすでに昨年度から実は各省の關係官の協力を得まして、この問題をどういふふうにするべきかということも、もう数回実は會議をやりまして、基礎的なヒヤリングなどもやつておるのでございますけれども、どうも、もう少し重い取り上げ方を政府全体としてしなせんと、物価の面、輸入の面、両面から非常に困つたことになってくるのではないかと、実は

思つておりました。先ほど農林大臣がそういう方向を示唆されましたが、私も確かにそう思ひます。私ども、多少いたしました基礎研究も、そういうときにお役に立てばと思つてやつておつたのでございます。早急に総合的な対策を考える必要があるのではないかと、こう思つております。(拍手)

〔國務大臣小川平二君登壇、拍手〕

○國務大臣(小川平二君) 林業労働者が毎年季節的に雇用と失業を繰り返しておるという状態は、もとより正常な状態と申すことはできませんので、一般的に通年雇用を行なうことが望ましいことは申すまでもございません。労働省といたしましては、この方針に沿ひまして農林省と連絡をとり、たとえば、事業の実施期間を延長する、あるいは各種事業の組み合わせによりまして雇用期間の長期化を実現する、かようなことを実行いたしまして、雇用の安定につとめてまいりたいと思ひます。

また、御指摘のありました林業における労働災害でございますが、発生状況は逐年減少を見てはおりますけれども、発生率はなお一般産業に比較してはなほ高いのでございます。かような現状でありますから、さきに労働災害防止基本計画を策定いたしました際に、林業を重点産業として取り上げまして、災害の発生を逐年減少させるつもりでございます。また、職業性の疾病につきましては、早期の発見、予防対策の強化をはかることといたしております。

それから、林業労働者につきましては、労働時

間、あるいは休憩、休日に関する労働基準法の規定の適用が除外をされておりますけれども、労働省といたしましては、労働基準法に基づく監督を通じて、林業労働者の最低労働条件の確保については、今後もつとめてまいるつもりでございます。

なお、失業、労災の両保険については、弾力的な適用をはかりましたために、これから先も検討を続けていきたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇、拍手〕

○国務大臣(園田直君) お答えをいたします。

林業につきましては、医療保険と年金保険は任意適用となっておりますが、これを被用者保険に完全適用することは、林業が比較的短期間の季節的仕事であること、あるいは林業労働者の雇用形態が請負的なものが多いので事業所との使用関係が不明確であること、その他御意見の中にありましたような点から、技術的には困難な面もあります。が、医療制度全般について、保険の改正検討の時期でございますし、年金については再計算期を迎えておりますので、この時期に、関係各省とも相談をして、御意見の線に従い十分検討をする所存でございます。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に、「百三十万円」を「百四十四万円」に、「百十万円」を「百二十二万円」に、「百六十五万円」を「百八十八万円」に、「二

健康管理につきましては、各種の健康診断指導あるいはその他の予防衛生活動を通じて、その改善に十分努力をする覚悟でございます。(拍手)
○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第三、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長井川伊平君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

百二十万円」を「二百五十四万円」に改める。

別表第二号表中「三八七、〇〇〇円」を「四〇六、〇〇〇円」に、「三三三、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二五二、〇〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に、「一九〇、〇〇〇円」を「一九九、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五四、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三八四、〇〇〇円」を「四二一、〇〇〇円」に、「三二八、〇〇〇円」を「三四一、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二九二、〇〇〇円」に、「二三四、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「一八〇、〇〇〇円」を「一九三、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第一項第三号中「その年月数」を「昭和四十三年十二月三十一日までの間は、その年月数」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 将	一、一七三、四〇〇円
中 将	九八一、六〇〇円
少 将	七六四、二〇〇円
大 佐	六四七、四〇〇円
中 佐	六一〇、四〇〇円
少 佐	四八〇、四〇〇円
大 尉	三八八、一〇〇円
中 尉	三〇三、二〇〇円
少 尉	二六六、四〇〇円
准士官	一三三、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	一九三、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一八四、四〇〇円

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

伍長又は二等兵曹	一七七、二〇〇円
兵	一五五、八〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四中「七七、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「九〇、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「一〇二、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六を次のように改める。

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一二一、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
二六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一三、一〇〇円	二三、一〇〇円
一七七、二〇〇円	一二、六〇〇円	二二、二〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第六十五条第四項及び第五項中「十二万九千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十條第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわな

い。

一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号。以下「法律第八十三号」という。)附則第二條第一項第四号及び第二項の規定を適用しないとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下同じ。)にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。)附則第二條第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二條第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

給年額とみなして算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二條第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

2 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、同項第二号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第五の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、同項第三号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなす。

3 第一項の普通恩給又は扶助料を受ける者がこの法律施行後六十五歳又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、この法律施行の際六十五歳又は七十歳に達していたとしたならば、前二項の規定により改定年額となるべきであつた年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわな

4 前三項の規定は、昭和三十五年四月一日以後

に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十三号附則第二条第三項又は第三条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十三年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者（前条第四項に規定する者を除く。）については、昭和三十三年十月一日以降、その年額を、昭和三十三年三月三十一日において施行されていた給与に關する法令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたらば、これらの者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた普通恩給又は扶助料について法律第八十二号附則第二条第一号及び法律第八十三号附則第二条第一項第一号の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」とあるのと同様のものである。と読み替へるものとする。

第四条 前二条の規定による改定年額の計算について恩給法別表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中、

附則別表第七号又は（ハ）の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者（扶助料を受ける妻及び子を除く。）に係る扶助料にあつては同表（ハ）の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者に係る扶助料にあつては同表（ハ）の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては同表（ハ）の第四欄に掲げる額とする。

2 扶助料に關する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

（公務員恩給に關する経過措置）

第五条 昭和四十三年九月三十日において現に増加恩給（第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。）を受けている者については、同年十月分以降、その年額（恩給法第六十五号第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同表第二号表の年額が従前の年額（恩給法第六十五号第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六条 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十三年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二号第三項ただし書において準用する恩給法第六十五号第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。た

だし、改正後の同法附則別表第四の年額が従前の年額（同法附則第二十二号第三項ただし書において準用する恩給法第六十五号第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条 昭和四十三年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額、法律第五十五号附則第三号の規定により同法による改正前の恩給法第六十五号第二第三項の規定の例によることとされた加給の年額に保るもの及び法律第五十五号附則第二十二号の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年九月三十一日）附則第二条の規定による加給の年額を除く。）以下この条において同じ。）を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2 前項の傷病年金を受ける者がこの法律施行後七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

3 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第九条 昭和四十三年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定

俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則第二条第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替へるものとする。

3 附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第三項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。

（法律第五十五号附則第四十二号の改正に伴う経過措置）

第十条 昭和四十三年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者で、改正後の法律第五十五号附則第四十二号（同法附則第四十三号において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、昭和四十三年一月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第五十五号附則の規定により算出して得た年額に改定する。

（職權改定）

第十一号 此の法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条〇の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二号 改正後の恩給法第五十八号ノ四の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八号ノ四又は法律第八十三号附則第十四号の規定を適用した場合の支給年額を下ることとはしない。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

第十三条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、

金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一一三、五〇〇円	一二三、八〇〇円
一一六、六〇〇円	一二七、二〇〇円
一一九、四〇〇円	一三〇、二〇〇円
一二三、二〇〇円	一三四、四〇〇円
一二五、五〇〇円	一三六、九〇〇円
一二九、九〇〇円	一四一、七〇〇円
一三六、二〇〇円	一四八、六〇〇円
一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円
一四九、三〇〇円	一六二、八〇〇円
一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円
一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円
一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円
一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円
一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円
一八九、三〇〇円	二〇六、五〇〇円
一九五、一〇〇円	二一二、九〇〇円
二〇〇、八〇〇円	二一九、〇〇〇円
二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円
二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円
二二一、七〇〇円	二四一、八〇〇円

一二九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円
一三八、五〇〇円	二六〇、二〇〇円
二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円
二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円
二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円
二七四、一〇〇円	二九九、〇〇〇円
二七八、〇〇〇円	三〇三、二〇〇円
二八九、二〇〇円	三一五、五〇〇円
三〇四、三〇〇円	三三一、九〇〇円
三二〇、九〇〇円	三五〇、〇〇〇円
三二九、三〇〇円	三五九、三〇〇円
三三七、四〇〇円	三六八、〇〇〇円
三四九、〇〇〇円	三八〇、八〇〇円
三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円
三七五、五〇〇円	四〇九、七〇〇円
三八五、三〇〇円	四二〇、四〇〇円
三九五、五〇〇円	四三一、四〇〇円
四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円
四三五、二〇〇円	四七四、七〇〇円
四四〇、三〇〇円	四八〇、四〇〇円
四五六、七〇〇円	四九八、二〇〇円
四八〇、〇〇〇円	五二三、七〇〇円
五〇三、一〇〇円	五四八、九〇〇円
五一七、四〇〇円	五六四、五〇〇円
五三一、四〇〇円	五七九、七〇〇円
五五九、六〇〇円	六一〇、四〇〇円

昭和四十二年五月十日 参議院會議録第十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

五八七、八〇〇円	六四一、三〇〇円
五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円
六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円
六四四、二〇〇円	七〇二、七〇〇円
六七二、四〇〇円	七三三、六〇〇円
七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円
七一八、二〇〇円	七八三、五〇〇円
七三七、一〇〇円	八〇四、一〇〇円
七七三、五〇〇円	八四三、八〇〇円
八一〇、三〇〇円	八八三、九〇〇円
八二八、七〇〇円	九〇四、一〇〇円
八四六、七〇〇円	九二三、六〇〇円
八八三、一〇〇円	九六三、四〇〇円
八九九、八〇〇円	九八一、六〇〇円
九一九、六〇〇円	一、〇〇三、二〇〇円
九五六、一〇〇円	一、〇四三、〇〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇八六、四〇〇円
一、〇一六、三〇〇円	一、一〇八、七〇〇円
一、〇三五、七〇〇円	一、一二九、八〇〇円
一、〇五六、〇〇〇円	一、一五二、〇〇〇円
一、〇七五、六〇〇円	一、一七三、四〇〇円
一、一一五、三〇〇円	一、二一六、七〇〇円
一、一五五、〇〇〇円	一、二六〇、〇〇〇円
一、一七四、六〇〇円	一、二八一、四〇〇円
一、一九四、八〇〇円	一、三〇三、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一一三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
三三六、二〇〇円		三六六、七〇〇円
四〇一、九〇〇円		四三八、五〇〇円
四六七、七〇〇円		五一〇、二〇〇円
五四一、三〇〇円		五九〇、五〇〇円
六一五、〇〇〇円		六七〇、九〇〇円
六八九、〇〇〇円		七五一、七〇〇円
七六二、七〇〇円		八三二、一〇〇円
八三六、三〇〇円		九一二、四〇〇円
九九七、七〇〇円		一、〇八八、四〇〇円
一、〇四一、〇〇〇円		一、一三五、七〇〇円
一、〇八一、二〇〇円		一、一七九、五〇〇円
一、一四〇、三〇〇円		一、二四三、九〇〇円
一、二二三、三〇〇円		一、三三三、六〇〇円
一、三一四、五〇〇円		一、四三四、〇〇〇円
一、三八一、九〇〇円		一、五〇七、六〇〇円
一、四八三、〇〇〇円		一、六一七、八〇〇円
一、八五三、七〇〇円		二、〇三二、二〇〇円

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	三三六、二〇〇円
	四〇一、九〇〇円
	四六七、七〇〇円
	五四一、三〇〇円
	六一五、〇〇〇円
	六八九、〇〇〇円
	七六二、七〇〇円
	八三六、三〇〇円
	九九七、七〇〇円
	一、〇四一、〇〇〇円
	一、〇八一、二〇〇円
	一、一四〇、三〇〇円
	一、二二三、三〇〇円
	一、三一四、五〇〇円

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	三三六、二〇〇円
	四〇一、九〇〇円
	四六七、七〇〇円
	五四一、三〇〇円
	六一五、〇〇〇円
	六八九、〇〇〇円
	七六二、七〇〇円
	八三六、三〇〇円
	九九七、七〇〇円
	一、〇四一、〇〇〇円
	一、〇八一、二〇〇円
	一、一四〇、三〇〇円
	一、二二三、三〇〇円
	一、三一四、五〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
二四四、三〇〇円	二六六、五〇〇円

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

二五九、四〇〇円	二八三、〇〇〇円
二七四、五〇〇円	二九九、四〇〇円
三〇四、二〇〇円	三三一、八〇〇円
三二〇、三〇〇円	三四九、四〇〇円
三五六、八〇〇円	三八九、三〇〇円
三九二、〇〇〇円	四二七、七〇〇円
四三五、一〇〇円	四七四、六〇〇円
四四九、五〇〇円	四九〇、三〇〇円
五〇四、八〇〇円	五五〇、七〇〇円
五四〇、七〇〇円	五八九、八〇〇円
六一四、七〇〇円	六七〇、六〇〇円
六六八、六〇〇円	七二九、四〇〇円
六八一、六〇〇円	七四三、五〇〇円
七三七、八〇〇円	八〇四、八〇〇円
八二〇、〇〇〇円	八九七、八〇〇円
八八三、五〇〇円	九六三、八〇〇円
九五七、〇〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
一、〇三七、三〇〇円	一、一三一、六〇〇円
一、一七、六〇〇円	一、二一九、二〇〇円
一、一九八、三〇〇円	一、三〇七、三〇〇円
一、二二三、三〇〇円	一、三二三、六〇〇円
一、三一四、五〇〇円	一、四三四、〇〇〇円
一、三八一、九〇〇円	一、五〇七、六〇〇円
一、四八三、〇〇〇円	一、六一七、八〇〇円
一、八五三、七〇〇円	二、〇二三、二〇〇円

附則別表第四

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一二三、八〇〇円	八、八〇〇円	一五、五〇〇円
一二七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一五、九〇〇円
一三〇、二〇〇円	九、二〇〇円	一六、三〇〇円
一三四、四〇〇円	九、五〇〇円	一六、八〇〇円
一三六、九〇〇円	九、七〇〇円	一七、一〇〇円
一四一、七〇〇円	一〇、一〇〇円	一七、七〇〇円
一四八、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一八、五〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円
一六二、八〇〇円	一一、六〇〇円	二〇、四〇〇円
一七〇、二〇〇円	一二、〇〇〇円	二一、二〇〇円
一七七、二〇〇円	一二、六〇〇円	二二、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一三、一〇〇円	二三、一〇〇円
一八九、一〇〇円	一三、四〇〇円	二三、七〇〇円
一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
一九九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	二四、八〇〇円
二〇六、五〇〇円	一四、六〇〇円	二五、八〇〇円
二二二、九〇〇円	一五、一〇〇円	二六、六〇〇円
二二九、〇〇〇円	一五、五〇〇円	二七、四〇〇円
二二六、三〇〇円	一六、一〇〇円	二八、三〇〇円
二三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
二四一、八〇〇円	一七、一〇〇円	三〇、二〇〇円
二五〇、〇〇〇円	一七、七〇〇円	三一、二〇〇円
二六〇、二〇〇円	一八、四〇〇円	三二、五〇〇円
二六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円

二七四、八〇〇円	一九、五〇〇円	三四、四〇〇円
二八二、八〇〇円	二〇、一〇〇円	三五、四〇〇円
二九九、〇〇〇円	二一、二〇〇円	三七、四〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
三一五、五〇〇円	二二、三〇〇円	三九、四〇〇円
三三一、九〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円
三五〇、〇〇〇円	二四、八〇〇円	四三、八〇〇円
三五九、三〇〇円	二五、四〇〇円	四四、九〇〇円
三六八、〇〇〇円	二六、一〇〇円	四六、〇〇〇円
三八〇、八〇〇円	二六、九〇〇円	四七、六〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
四〇九、七〇〇円	二九、〇〇〇円	五一、二〇〇円
四二〇、四〇〇円	二九、七〇〇円	五二、五〇〇円
四三一、四〇〇円	三〇、六〇〇円	五三、九〇〇円
四五三、〇〇〇円	三二、一〇〇円	五六、六〇〇円
四七四、七〇〇円	三三、六〇〇円	五九、四〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
四九八、二〇〇円	三五、三〇〇円	六二、三〇〇円
五二三、七〇〇円	三七、一〇〇円	六五、四〇〇円
五四八、九〇〇円	三八、九〇〇円	六八、六〇〇円
五六四、五〇〇円	四〇、〇〇〇円	七〇、五〇〇円
五七九、七〇〇円	四一、一〇〇円	七二、五〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
六四一、三〇〇円	四五、四〇〇円	八〇、一〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六七一、九〇〇円	四七、六〇〇円	八四、〇〇〇円

七〇二、七〇〇円	四九、八〇〇円	八七、九〇〇円
七三三、六〇〇円	五一、九〇〇円	九一、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
七八三、五〇〇円	五五、五〇〇円	九七、九〇〇円
八〇四、一〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円
八四三、八〇〇円	五九、八〇〇円	一〇五、五〇〇円
八八三、九〇〇円	六二、六〇〇円	一一〇、五〇〇円
九〇四、一〇〇円	六四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円
九三三、六〇〇円	六五、五〇〇円	一一五、五〇〇円
九六三、四〇〇円	六八、二〇〇円	一二〇、四〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一二三、七〇〇円
一〇〇三、二〇〇円	七一、一〇〇円	一二五、四〇〇円
一〇四三、〇〇〇円	七三、九〇〇円	一三〇、四〇〇円
一〇八六、四〇〇円	七六、九〇〇円	一三五、八〇〇円
一一〇八、七〇〇円	七八、五〇〇円	一三八、六〇〇円
一一二九、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	一四一、二〇〇円
一一五二、〇〇〇円	八一、六〇〇円	一四四、〇〇〇円
一二七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
一二二六、七〇〇円	八六、二〇〇円	一五二、一〇〇円
一二六〇、〇〇〇円	八九、三〇〇円	一五七、五〇〇円
一二八一、四〇〇円	九〇、七〇〇円	一六〇、一〇〇円
一、三〇三、四〇〇円	九二、四〇〇円	一六三、〇〇〇円

仮定俸給年額が一、三〇〇円未満の場合又は一、三〇三、四〇〇円をこえる場合においては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百三十五を乗じて得た額（その額に、五十円未満

昭和四十二年五月十日 参議院會議録第十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

附則別表第五

仮定俸給年額	第 一 欄	第 二 欄
三六六、七〇〇円	二六、〇〇〇円	四五、九〇〇円
四三八、五〇〇円	三一、〇〇〇円	五四、八〇〇円
五一〇、二〇〇円	三六、二〇〇円	六三、八〇〇円
五九〇、五〇〇円	四一、八〇〇円	七三、八〇〇円
六七〇、九〇〇円	四七、五〇〇円	八三、九〇〇円
七五一、七〇〇円	五三、二〇〇円	九三、九〇〇円
八三二、一〇〇円	五八、九〇〇円	一〇四、〇〇〇円
九一二、四〇〇円	六四、六〇〇円	一一四、〇〇〇円
一、〇八八、四〇〇円	七七、一〇〇円	一二六、一〇〇円
一、一三五、七〇〇円	八〇、四〇〇円	一四一、九〇〇円
一、一七九、五〇〇円	八三、五〇〇円	一四七、四〇〇円
一、二四三、九〇〇円	八八、一〇〇円	一五五、五〇〇円
一、三三三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一、五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円
一、六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	二〇二、三〇〇円
二、〇二二、二〇〇円	一四三、三〇〇円	二五二、八〇〇円

附則別表第六

仮定俸給年額	第 一 欄	第 二 欄
二六六、五〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二八三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三五、三〇〇円
二九九、四〇〇円	二一、二〇〇円	三七、四〇〇円
三三一、八〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円

附則別表第七

(イ) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円

三四九、四〇〇円	二四、八〇〇円	四三、七〇〇円
三八九、三〇〇円	二七、六〇〇円	四八、六〇〇円
四二七、七〇〇円	三〇、三〇〇円	五三、四〇〇円
四七四、六〇〇円	三三、六〇〇円	五九、三〇〇円
四九〇、三〇〇円	三四、八〇〇円	六一、三〇〇円
五五〇、七〇〇円	三九、〇〇〇円	六八、八〇〇円
五八九、八〇〇円	四一、八〇〇円	七三、七〇〇円
六七〇、六〇〇円	四七、五〇〇円	八三、八〇〇円
七二九、四〇〇円	五一、六〇〇円	九一、一〇〇円
七四三、五〇〇円	五二、七〇〇円	九三、〇〇〇円
八〇四、八〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、六〇〇円
八九七、八〇〇円	六三、六〇〇円	一一二、三〇〇円
九六三、八〇〇円	六八、三〇〇円	一二〇、五〇〇円
一、〇四四、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	一三〇、五〇〇円
一、一三一、六〇〇円	八〇、二〇〇円	一四一、五〇〇円
一、二一九、二〇〇円	八六、四〇〇円	一五二、四〇〇円
一、三〇七、三〇〇円	九二、六〇〇円	一六三、四〇〇円
一、三三三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一、五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円
一、六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	二〇二、三〇〇円
二、〇二二、二〇〇円	一四三、三〇〇円	二五二、八〇〇円

(何) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
五八五、六〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円
五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三五九、五〇〇円	四三一、四〇〇円	四六二、〇〇〇円	四八五、三〇〇円
三三三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
二六二、九〇〇円	三一五、五〇〇円	三三七、八〇〇円	三五四、九〇〇円
二五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三三四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二三五、七〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円	三二八、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円	三〇九、二〇〇円
二二二、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九九、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一七二、一〇〇円	二〇六、五〇〇円	二二一、一〇〇円	二二三、三〇〇円
一六五、八〇〇円	一九九、〇〇〇円	二二三、一〇〇円	二二三、八〇〇円
一六一、四〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円	二一七、九〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円	二二一、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
九三、四五七円	一一一、一七八円	一二〇、〇九六円	一二六、一四四円

五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三三三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
三〇六、七〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九四、一〇〇円	四一四、〇〇〇円
二五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三三四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二二三、七〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円	三二八、二〇〇円
二二二、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九九、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円	二八一、二〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一八八、六〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円	二五四、六〇〇円
一七七、四〇〇円	二二二、九〇〇円	二二八、〇〇〇円	二三九、五〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円	二二一、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
五六、〇三一円	六七、二五五円	七二、〇〇二円	七五、六二八円

〔井川伊平君登壇、拍手〕

○井川伊平君 ただいま議題となりました法律案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年十月実施の恩給年額の増額率一〇%ないし二・五%を、二〇%ないし三・五%に修正改善すること等でありましたが、衆議院において、外国政府職員等の在職期間の通算について修正が行なわれております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、石原委員より、「恩給審議会の答申の早期実現について最善を尽くすとともに、調整規定の実施、傷病者・遺族・高齢者の処遇改善、終戦の特殊事情に関連するものの期間通算等についてすみやかに善処すべきである。」旨の自民、社会、公明、民社各党共同提案の附帯決議案が提出され、これもまた全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号

日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案 医師法の一部を改正する法律案外 五三〇

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長谷口慶吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和三十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔谷口慶吉君登壇、拍手〕

○谷口慶吉君 ただいま議題となりました法律案は、わが国海運業が再建整備計画を実施中であることにかんがみ、政府が造船融資に対する利子補給契約を日本開港銀行と結ぶことができる期限を昭和四十四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、当面の海運政策をめぐる各般の問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りまして、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、医師法の一部を改正する法律案(第五十七回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)。

日程第六、社会保険労務士法案(衆議院提出)。

日程第七、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(山本杉君外一名発議)。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長山本伊三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

医師法の一部を改正する法律案
第五十七回国会において本院で継続審査をした

医師法の一部を改正する法律案
医師法の一部を改正する法律案

医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一章 第一条第一号を次のように改める。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という)において、医学の正規の課程を修めて卒業した者

第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 臨床研修

第十六条の二 医師は、免許を受けた後も、二年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究施設の附屬施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めなければならない。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、医師試験研修審議会の意見をきかなければならない。

8 第一項の規定の適用については、沖縄地域(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))の地域をいう。

第十六条の三 厚生大臣は、前条第一項の規定による臨床研修を行なつた者について、その申請に基づき、当該臨床研修を行なつた旨を医師に登録する。

2 前条第三項の規定により同条第二項の厚生大臣の指定する病院とみなされた病院において同条第四項の規定による臨床研修を行なつた者は、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

諸島(大東諸島を含む)の地域をいう)にある病院又は外国の病院であつて、厚生大臣が適当と認めるものにおいて、臨床研修を行なつた者は、前項の規定の適用については、前条第一項の規定による臨床研修を行なつた者とみなす。

13 厚生大臣は、第一項の規定により登録をしたときは、登録証を交付する。

右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和四十三年三月二十九日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

二項の報告

項は〇省令で定める。

第二十六条中「及び第十一条に規定する実地修練」を、「第十一条第二号に規定する実地修練、及び第十六条の二第一項の指定及び第十六条の三第一項の規定による登録」に、「掌らせる」を「つかさどらせる」に、「医師試験審議会」を「医師試験研修審議会」に改める。

第三十条中「医師試験審議会」を「医師試験研修審議会」に、「掌る者」を「つかさどる者」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条から第二十二号まで又は第二十四条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて第十六条の三第一項の規定による登録を受けた者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に医師免許を受けた者については、この法律による改正後の医師法第三章の二の規定は適用しない。この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に合格した者又は国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第四百二二号)附則第二項の規定に該当する者であつて、この法律の施行後医師免許を受けたものについても、同様とする。

3 この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に関する事務は、この法律による改正後の医師法第二十六条の規定にかかわらず、この法律の施行後も、医師試験審議会が処理するものとし、同審議会は、その事務が終了するまでの間、当該事務の処理に関しては、なお存続するものとする。

(医療法の一部改正)

4 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「第十一条又は」を「第十一条第二号若しくは」に、「第十一条の規定による実地修練を行わせる」を「第十一条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行なわせる」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表医師試験審議会の項を次のように改める。

医師試験研修審議会 厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一号第二号に規定する実地修練、及び同法第十六条の二第一項の指定及び同法第十六条の三第一項の規定による登録に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

(公衆衛生修学資金貸与法の一部改正)

6 公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(公衆衛生修学資金)

第二条 政府は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」といふ。)の医学部又は歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」といふ。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(貸与方法)

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、昭省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第七条第一項第一号中「医学を専攻した者にあつては実地修練を終了した後、歯学を専攻した者にあつては」を削り、「その他の機関」の下に「(以下「保健所等」といふ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所等に在職した者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続き医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は同法第十六条の三第二項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」といふ。)を行ない、かつ、当該臨床研修を中止し、又

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号 医師法の一部を改正する法律案外二件

は終了した後、引き続き再び保健所等の職員となつた場合においては、その者を、先の保健所等の職員としての在職期間と後の保健所等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き保健所等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

第八条第二号中「貸与を受けた者が医学を専攻した者であるときは実地修練を終了した後、歯学を専攻した者であるときは」を「貸与を受けた者が」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき（前条第一項第一号に該当するときは除く。）。

第八条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつたとき（前条第一項第二号に該当するとき及び保健所等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつたときを除く。）。

五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び保健所等の職員とならなかつたとき。

第九条第一項から第三項までの規定中「保健所又は第七条第一項第一号に規定する機関」を「保健所等」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に在職する場合その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なっている場合、その臨床研修を行なっている期間

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合、その理由が継続する期間

（公衆衛生修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置）

7 この法律による公衆衛生修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法（次項及び附則第九項において「旧法」という。）の規定に基づき既に生じた公衆衛生修学資金（次項及び附則第九項において「修学資金」という。）の返還の債務に影響を及ぼすものではない。

8 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律の施行前に行なわれた医師国

家試験に合格し、医師免許を受けたものの当該修学資金の返還については、なお従前の例による。

9 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十一

条第一号に規定する実地修練を終了したものに對するこの法律による改正後の公衆衛生修学資金貸与法（以下この項において「新法」という。）の規定の適用については、新法第七條第一項第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）による改正前の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一條第一号に規定する実地修練（以下単に「実地修練」という。）を終了した後」と、新法第七條第三項並びに第八條第二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）
矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

（矯正医官修学資金）

第二条 政府は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下単に「大学」という。）の医学部において医学を専攻する学生であつて、将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で矯正医官修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

第三条中「実地修練を終了する日」を「大学を卒業する日」に改める。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第七条第一項第一号中「実地修練を終了した後」を「大学を卒業した後」に改め、「その他の機関」の下に「（以下「矯正施設等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに矯正施設の職員となり、かつ、引き続き矯正施設等に在職した者が、矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六條の二第一項の規定による臨床研修又は同法第十六條の三第

二項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を行ない、かつ、当該臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び矯正施設等の職員となつた場合においては、その者を、先の矯正施設等の職員としての在職期間と後の矯正施設等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き矯正施設等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

第八条第二号中「実地修練を終了した後を」、大学を卒業した後」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき(前条第一項第二号に該当するときに除く。)

第八条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 貸与を受けた者が、矯正施設等の職員でなくなつたとき(前条第一項第二号に該当するときに及び矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なつたときを除く。)

五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び矯正施設等の職員とならなかつたとき。

第九条第一項から第三項までの規定中「矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関」を「矯正施設等」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設等に在職する場合 その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なつている場合 その臨床研修を行なつている期間

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合 その理由が継続する期間

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置)

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号 医師法の一部を改正する法律案外二件

11 この法律による矯正医官修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法(以下「旧法」という。)の規定に基づき既に生じた矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)の返還の債務に影響を及ぼすものではない。

12 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に合格し、医師免許を受けたものの当該修学資金の返還については、なお従前の例による。

13 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十一条第一号に規定する実地修練を終了したものに對するこの法律による改正後の矯正医官修学資金貸与法(以下「新法」という。)の規定の適用については、新法第七条第一項第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条第一号に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)

を終了した後」と、新法第七条第三項並びに第八条第二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

(母子福祉法の一部改正)

14 母子福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「(これに引き続く実地修練を含む。)」を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

社会保険労務士法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十三年四月二十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

社会保険労務士法

目次

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 社会保険労務士試験(第八条 第十四条)

第三章 社会保険労務士業(第十五条 第二十条)

第四章 監督(第二十四条 第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条 第三十一条)

第六章 罰則(第三十二条 第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「社会保険労務士」とは、主務大臣の免許を受け、社会保険労務士の名称を用いて、次の各号に掲げる事務を行なう者を用いる。

- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という。)に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成すること。
 - 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類(前号に掲げる書類を除く。)を作成すること。
 - 三 事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること(労働争議に介入することとなるものを除く。)
- 2 前項各号に掲げる事務には、その事務を行なうことが他の法律(行政書士法(昭和二十六年法律第四号)を除く。)において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

(資格)

第三条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 社会保険労務士試験に合格した者
 - 二 第十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者
- 2 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定

にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

(免許)

第四条 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、主務大臣の免許を受けなければならない。

2 社会保険労務士の免許は、免許証を交付して行なう。

(欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者又は準禁治産者
- 三 第二十五条第一項の規定による免許の取消しの処分を受けた者で、その処分の日から二年を経過しないもの
- 四 この法律又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

(免許の取消)

第六条 主務大臣は、社会保険労務士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したとき、社会保険労務士が前条第二号、第四号若しくは第五号に該当するに至つたとき、又は社会保険労務士から免許取消の申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。

(免許に関する省令への委任)

第七条 この章に規定するもののほか、社会保険労務士の免許の申請、免許証の交付その他免許に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 社会保険労務士試験

(受験資格)

第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
- 三 司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者
- 四 国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 六 行政書士となる資格を有する者
- 七 社会保険労務士又は弁護士業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 八 労働組合の役員として労働組合の業務にもつぱら従事した期間が通算して五年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において「法人等」という。)の役員として労働を担当した期間が通算して五年以上になる者
- 九 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に關する主務省令で定める事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 十 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(社会保険労務士試験)

第九条 社会保険労務士試験は、社会保険労務士

となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行なう。

- 一 労働基準法
- 二 労働者災害補償保険法
- 三 失業保険法
- 四 健康保険法
- 五 日雇労働者健康保険法
- 六 厚生年金保険法
- 七 労働及び社会保険に関する一般常識

(試験の執行)

第十条 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、主務大臣が行なう。

2 主務大臣は、社会保険労務士試験をつかさどらせるため、労働及び社会保険に關し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士試験委員を任命するものとする。

(試験科目の一部の免除)

第十一条 別表第二の上欄に掲げる社会保険労務士試験の試験科目については、当該下欄に掲げる者に該当する者に対して、それぞれ、その申請により、その試験を免除する。

(受験手数料)

第十二条 社会保険労務士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納めた受験手数料は、社会保険労務士試験を受けなかつた場合においても還付しない。

(合格の取消し等)

第十三条 主務大臣は、不正の手段によつて社会保険労務士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて社会保険労務士試験を受けることができないうものとする。

(試験に關する省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、受験手續、社会保険労務士試験委員その他社会保険労務士試験に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 社会保険労務士業

(社会保険労務士業の届出)

第十五条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なおうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、氏名、事務所の所在場所その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事務所)

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なう社会保険労務士(以下「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」という。)は、その業務を行なうための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(不正行為の指示等の禁止)

第十七条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(報酬の制限)

第十八条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、何らの名義をもつてするを問はず、その業務に關し、主務大臣が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

2 主務大臣は、前項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(帳簿の備付け及び保存)

第十九条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、その業務に關する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所及び氏名又は名称その他主務大臣が定める事項を記載しなければならない。

2 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくなつたときも、同様とする。

(依頼に應ずる義務)

第二十条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(信用失墜行為の禁止)

第二十一条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十二条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がなく、その業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくなつた場合においても、同様とする。

(労働争議に対する不介入)

第二十三条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、法令の定めによる場合を除き、労働争議に介入してはならない。

第四章 監督

(報告及び検査)

第二十四条 主務大臣は、社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該社会保険労務士に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員をして当該社会保険労務士の事務所に入り、当該社会保険労務士の

質問し、若しくはその業務に關係のある帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査しようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(懲戒)

第二十五条 社会保険労務士がその業務に關してこの法律若しくはこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、主務大臣は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の停止を命じ、又は社会保険労務士の免許を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の停止又は免許の取消しをしようとするときは、当該社会保険労務士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の場合において、主務大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該社会保険労務士に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該社会保険労務士又はその代理人は、釈明をし、かつ、証拠を提出することができる。

5 主務大臣は、当該社会保険労務士又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行なわないで、第一項の規定による業務の停止又は免許の取消しをすることができる。

第五章 雑則

(名称の使用制限)

第二十六条 社会保険労務士でない者は、社会保

険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(社会保険労務士業の制限)

第二十七条 社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項第一号及び第二号に規定する事務を業として行なつてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に附随して行なう場合は、この限りでない。

(資質向上のための援助)

第二十八条 主務大臣は、社会保険労務士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、厚生省令、労働省令とする。

(権限の委任)

第三十条 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事及び都道府県労働基準局長に委任することができる。

(省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて社会保険労務士の免許を受けた者

二 第十七条の規定に違反した者

三 第二十二條の規定に違反した者

四 第二十五條第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

五 第二十七條の規定に違反した者

昭和四十二年五月十日 参議院會議録第十九号

医師法の一部を改正する法律案外二件

五三五

- 2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 第三十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 一 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の規定に違反した者
- 三 第十九条の規定に違反した者
- 四 第二十条の規定に違反した者
- 五 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 六 第二十六条の規定に違反した者
- 第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条第一項第五号又は前条第二号若しくは第五号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (資格の特例)
- 2 この法律の施行の際引き続き六箇月以上行政書士会に入会している行政書士は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。
- 3 前項の規定により社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、この法律の施行の日から起算して一年以内に、第四条第一項の規定による主務大臣の免許を申請しなければならない。当該期間内に免許の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、その社会保険労務士となる資格を失う。
- 4 この法律の施行の際現に次の各号の一に該当する者で、主務大臣が行なう選考により、社会保険労務士となるにふさわしい知識及び能力を有すると認められたものは、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。
- 一 学校教育法による大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた後、又は同法による短期大学、旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科若しくは旧専門学校令による専門学校を卒業し、若しくは修了した後、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に就任して八年以上従事した者
- 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に就任して十年以上従事した者
- 三 国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に就任して十二年以上従事した者
- 四 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 5 前項の規定により主務大臣が行なう選考を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、昭和四十四年三月三十一日までに、その申請をしなければならない。
- 6 主務大臣は、附則第四項の選考の事務をつかさどらせるため、臨時に、労働及び社会保険に関し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士選考委員を任命するものとする。
- 7 社会保険労務士選考委員は、附則第四項の選考を行なうにあつて、必要と認める場合においては、調査を行なうことができる。
- 8 附則第四項の選考を受けようとする者は、政令で定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。
- 9 社会保険労務士選考委員に關して必要な事項は、主務省令で定める。
- 10 附則第四項の選考及び附則第七項の考査の基準は、主務大臣が告示する。
- (社会保険労務士試験の執行に關する特例)
- 11 第十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十三年においては、社会保険労務士試験を行なうことができない。
- (名称使用に關する経過規定)
- 12 この法律の施行の際現に社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いている者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。
- (厚生省設置法の一部改正)
- 13 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
- 第五十条第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。
- 六十二の六 社会保険労務士試験及び社会保険労務士の免許を行ない、並びに社会保険労務士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労務士の業務の停止を命ずること。
- 第十二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 号)を施行すること。
- (労働省設置法の一部改正)
- 14 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第四十条第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。
- 十三の二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 号)に基づいて、社会保険労務士試験及び社会保険労務士の免許を行ない、並びに社会保険労務士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労務士の業務の停止を命ずること。
- 第六条第九号の次に次の一号を加える。
- 九の二 社会保険労務士法の施行に關すること。
- (地方税法の一部改正)
- 15 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七十二条第七項第十五号の次に次の一号を加える。
- 十五の二 社会保険労務士業
- (行政書士法の一部改正)
- 16 行政書士法の一部を次のように改正する。
- 第一条第二項中「他の法律」の下に「(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第 号)を除く。)」を加える。
- (登録免許税法の一部改正)
- 17 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一第二十三号中「登録」の下に「免許」を加え、同号(七)の次に次のように加える。
- (七) 社会保険労務 免許件数 一件につき 十法(昭和四十三年 号) 第 四 条 第 一 項 (免許) の 社会保険労務士の免許
- 別表第一
- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)
- 二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)
- 四 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)

- 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百六十六号）
- 六 労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百六十六号）
- 七 職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）
- 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号。第十条の二、第十条の三及び第十八条の規定に限る。）
- 九 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）
- 十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）
- 十一 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第二百九十九号）
- 十二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
- 十三 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）
- 十四 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第二百六十六号）
- 十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号。第二十五条の規定に限る。）
- 十六 労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第一百八十八号）
- 十七 港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）
- 十八 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）
- 十九 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）
- 二十 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）
- 二十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二十二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六十六号）
- 二十四 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七十七号）
- 二十五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）
- 二十六 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第一百七十七号）
- 二十七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）
- 二十八 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）
- 二十九 年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第二百八十号）
- 三十 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）
- 三十一 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）
- 三十二 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第四百十号）
- 三十三 前各号に掲げる法律に基づく命令
- 三十四 行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号。前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

別表第二

免除科目	免 除 資 格 者
労働基準法	司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 主務大臣が、労働基準法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
労働者災害補償保険法	国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 労働者災害補償保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
失業保険法	国又は地方公共団体の公務員として失業保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 失業保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、失業保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
健康保険法	国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して五年以上になる者 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して十年以上になる者 主務大臣が、健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
日雇労働者健康保険法	国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、日雇労働者健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号 医師法の一部を改正する法律案外二件

厚生年金保険法	国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、厚生年金保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
労働及び社会保険に関する一般常識	国又は地方公共団体の公務員として厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 主務大臣が、労働及び社会保険についてこの欄の前項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二十万円の見込みである。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

右の議案を賛議する。

昭和四十三年五月九日

賛議者

山本 杉

賛成者

山本伊三郎

黒木 利克

植木 光教

紅露 みつ

林 塩

丸茂 重員

佐野 芳雄

藤原 道子

小 平 芳平

参議院議長 重宗 雄三殿

藤田藤太郎

鹿島 俊雄

大橋 和孝

船田 護

玉置 和郎

佐田 一郎

横山 フク

杉山善太郎

柳岡 秋夫

中沢伊登子

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準用する第七条又は第八条の規定による免許を受けた者は、看護士又は看護士と称する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正)

2 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十三号のイの③中「男子である看護人」を「看護士」に改める。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕

○山本伊三郎君 ただいま議題となりました三法律案に関する社会労働委員会の審査の経過及び結果を申し上げます。

まず、医師法の一部を改正する法律案は、医師のインターン制度について抜本策を講ずるもので

あります。医師の免許は、医師国家試験の合格者に与えられるのでありますが、従来、その受験資格の一つとして、医学部卒業に引き続く一年間の、指定病院における実地修練を終了することが要件とされておりました。これがいわゆるインターンと言われる制度でありまして、それは医師になるための前提要件という性格のものであったのであります。今回の法案によつてこのインターンは廃止いたします。したがつて、医学部を卒業すれば、直ちに医師国家試験を受けることができ、合格者には医師免許が与えられることになりました。しかし、医師の任務の重要性にかんがみ、最近の医療の進歩にかんがみ、新しく医師免許取得後に、二年以上の臨床研修を大学病院、指定病院等において行なうことを制度化したのであります。ただし、その研修は、法律によつて強制されるものでなく、医師の自主的努力に期待するものとされており、この努力義務規定の表現については、衆議院において自主性を強調するための修正がなされたものであります。また、二年の臨床研修を終了した者の扱いについて、政府提出案にあっては、終了者を医籍に登録することとしておりましたが、登録ということによつて臨床研修が事実上の強制をもたすおそれがあるという反論にかんがみ、衆議院において医籍登録を取りやめ、研修病院長から厚生大臣に報告することと定めることに修正されてまいりました。

委員会は、審査に入ると、直ちに参考人五人の出席をわすらわして、関係当事者の意見を聴取いたしました。おもな審議の内容は、従前のインターンがもたらした利害得失、新しく生まれる臨床研修について、その性格と内容、研修中の医師の身分と処遇、教育病院における施設の整備と指導要員の充実、さらに、制度の助成に關して政府の姿勢に対する要望が強く主張されたのであります。

質疑を終了、討論に入りましたところ、大橋委員長は、原案に反対の意見が述べられました。続いて、同委員から、原案における二年間の研修事項を削除し、免許取得後、自主的に引き続く研修するため、医師全般に通ずる研修制度を確立し、これに国が助成措置を講ずるためとすべき旨の修正案が提出されました。次いで、小平委員から、原案に反対し、修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

採決の結果、まず、修正案については少数をもって否決され、次に、衆議院送付案については、多数をもって可決すべきものと決しました。なお、質疑過程に表明された事項及び修正案の意図した事項等を含めて、六項目にわたる附帯決議を、全会一致をもって委員会の決議とすることに決しました。

次に、社会保険労務士法案について申し上げます。労働保険、社会保険関係の法規が次第に複雑化してきたことに伴つて、これに關する手続事務が、企業、とりわけ中小企業にとつては相当な負担となりつております。そのため、これが事務担当者企業外の専門家に求める企業が多くなつてまいりました。かかる情勢にかんがみ、保険に關する手続事務、相談、指導の事務を扱う資格者を制度化する必要があるといつたのであります。

この法案は、これが要請にこたえて、一定の資格者について国が試験を行なうこととし、その合格者に社会保険労務士の免許を与える制度を創設することとしたものであります。

採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

五三八

次に、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案は、看護婦または准看護婦に相応する資格をもつて看護業務に従事する男子の看護人に対し

て、看護士または准看護士の名称を法定するものであります。

採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、医師法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、社会保険労務士法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第八、日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長金

丸富夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(日本住宅公団の業務の特例)

第五条 日本住宅公団は、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十一条に規定する業務のほか、政府の招請に応じて博覧会に参加する外国政府及び国際機関の博覧会に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供される住宅及び当該居住者の利便に供される施設を、博覧会協会に対し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で賃貸することができ、この場合においては、当該住

宅及び施設の賃貸を同条に規定する業務とみなして同法の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔金丸富夫君登壇、拍手〕

○金丸富夫君 たいま議題となりました法律案は、日本万国博覧会の準備及び運営に必要な特別措置の一つとして、外国政府等の参加要員の住宅施設を日本住宅公団に建設せしめ、万博協会に賃貸せよとするものであります。

委員会におきましては、特に参考人を招致し、また、総理大臣の出席をも求めて、万博準備の進捗状況、テーマの具体化方針、その他万博に関し各般の質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることいたします。

討論に入りまして、社会党の椿委員より、本案に賛成するとともに、諸外国、特にアジア諸国への招請活動の積極化、関連公共事業の繰り上げ施工とその財政的配慮、入場料金の大衆化、原爆展示館の特設、資材物資の値上がり防止、担当政府機構の強化について要望が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第九、公衆電気通信

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長久保等君。

審査報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案右多数をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年五月九日

通信委員長 久保 等

参議院議長 重宗 雄三殿

附則中「昭和四十三年五月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、加入電話の増設の必要性にかんがみ、その設置に要する費用の一部に充てるため、加入電話の設備料の額を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表第五を次のように改める。
第五 設備料(加入電話加入申込が承認された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	加入電話ごとに30,000円
2 共同電話に係るもの	加入電話ごとに20,000円
3 その電話機(第36条に規定する附屬的なものを除く)が2個である場合	10,000円
4 その電話機の数が3個以上である場合	加入電話ごとに30,000円
5 市内交換電話に接続するもの(市内交換電話機に接続するものを除く。)	

附則

この法律は、昭和四十三年五月一日から施行する。

「久保等君登壇、拍手」

○久保等君 たいだいま議題となりました法律案の内容を申し上げますと、本案は、加入電話の架設に対する国民の要望の増大に即応し、その増設に要する費用の一部に充てるため、加入電話の設備料の額を改定しようとするものでありまして、現在、設備料の額が加入電話ごとに一律に一万円となっているのを、単独電話及び構内交換電話はいずれも三万円、二共同電話は二万円、また、多数共同電話は一万円とすることとしたしております。

通信委員会におきましては、政府並びに日本電信電話公社当局に対し、設備料改定の理由、公社の収支状況、第四次五カ年計画の大綱等について質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して松平委員より、本案に賛成するとともに、施行期日の修正案が提出せられ、次いで日本社会党を代表して森委員、公明党を代表して和泉委員から、いずれも反対する旨の意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野三三三) 本案に対し、討論の通告がございまして。発言を許します。光村基助君。

「光村基助君登壇、拍手」
○光村基助君 私は、日本社会党を代表いたしました。たいだいま議題となりました公衆電氣通信法の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表するものであります。(拍手)

この改正案の内容とすることは、新たに電話を架設する場合に徴収する設備料を、従来の一加入ごとに一万円となっているものを、一挙に三倍に値上げし三万円とすることを主たる内容とするものであります。政府並びに電電公社の提案の根拠とするところは、電話の初年度架設費は一加入につき約三十六万円もかかるので、その費用の十分の一にも足りない額で、しかも一回限りの一時的負担金である、一方において、これによって電話加入者としての利便と永久にわたる加入者たる地位とを獲得するものであるから、加入者にとつては、この程度の修正はやむを得ないものであり、また、一般物価に對してもさして影響を与え

るほどのものでもないから、これは現状においてやむを得ないものであるというのであります。あらためて申し上げるまでもなく、最近における電信電話事業の発展はまことに目ざましく、年々の

増設によって、電話加入者はすでに一千万を突破し、本年度を初年度とする第四次五カ年計画では、さらに三兆五千億円を投じて九百三十万の増設が計画されているのであります。このように電話の数が増加すればするほど、その利用価値と公共性は、ますます重要度を増して電話は国民の生活必需品の一つとして国民生活に与える影響はきわめて重大となっております。さらに政府並びに電電公社は、今年度、すなわち昭和四十三年度は第四次五カ年計画の初年度として加入電話百四十七万個を主体とする工程を組み、その所要資金の一部に充てるため、今回の設備料を改定することにより二百四十四億円を確保しようとするものであります。

さきに申し上げましたように、今回の設備料の増額は一回限りの負担金であつて料金というべき性質のものではないような説明をしておられるのであります。何と申しましたも、これは一般公衆たる加入者より徴収する料金でありまして、通信委員会におきましても、電電公社当局は、今回の設備料の改定は全体の電信電話料金の改定の一環としておられ、一般料金の改定を来年度、昭和四十四年度に実現したいとされております。したがって、今回のこの設備料の改定は来年度の電信電話料金全体の引き上げにつながるものと考へざるを得ないのであります。われわれ日本社会党としては、かねてからこれに反対してきているのであります。

次に、われわれが電電公社の事業運営の実体を検討してみますと、毎年度の事業実績は国有鉄道の場合などと異なり、健全財政そのものであり、きわめて好調であります。すなわち、最近数年間における剰余を見ましても、昭和三十八年度五百八十億、三十九年度六百十三億、四十年三百五十二億、四十一年度二百三十九億、四十二年においては二百五十億ないし二百六十億と承つておりますが、以上のようにはぐ大な剰余を出しておるのであります。本年度の四十三年度にお

きましても、今回の値上げを行なわなくても建設計画の遂行に支障を来たさないのではないかと考えられるのであります。

申し上げるまでもなく、電気通信事業は独占的、公共的国家的事業であります。まず第一に、事業運営の合理化、技術の革新、経費節約等事業内部における経営の改善が十分に講ぜられて、しかる後にどうしてもやむを得ない最後の段階においてこそ国民大衆の負担となる料金にしわ寄せをすべきものであると思つております。

したがって、今日の事業財政の現段階において、あえて設備料の値上げを行なうことは、時期としても尚早に過ぎるものと思われまします。今回のこの修正案は、むしろこの際、これを取り下げて、次に來たるべき全体の料金体系の合理化を検討した結果にまつべきものと思われまします。

なお、従来の一萬円の設備料を一挙に三倍にし、三万円とした数字の根拠に至つては、幾ら説明を聞いても納得のいく説明は、ついに行なわれなかつたのであります。ただ、電話の需要が熾烈であつて、加入申し込みの積滞が二百三十万もある中で、これが解消のために要する多額の費用の一部に充てるため、二百数十億の資金をほしい、そのために三倍に達する値上げを行ないたいというにすぎないものであります。

これを要するに、今回の修正案は、提案の理由、提案の時期、提案の根拠等、いずれの点からいたしましても、私どもには十分納得することができないのであります。どうしても本改正案に反対せざるを得ないのであります。

以上私の反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(河野三三三) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。
本案の委員長報告は修正議決報告でござい

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員
原田 立君 山高しげり君
黒柳 明君 矢追 秀彦君
瓜生 清君 市川 房枝君
中尾 辰義君 片山 武夫君
八田 一朗君 内藤三郎君
田代富士男君 北條 尚八君
櫻井 志郎君 谷口 慶吉君
多田 省吾君 宮崎 正義君
小平 芳平君 金丸 富夫君
井川 伊平君 青田源太郎君
洪谷 邦彦君 山田 徹一君
中村 正雄君 赤岡 文三君
鍋島 直紹君 小林 武治君
木内 四郎君 北條 浩君
和泉 覚君 紅露 みつ君
小柳 牧衛君 松平 勇雄君
菅野 儀作君 平泉 涉君
船田 謙君 宮崎 正雄君
柳田桃太郎君 山内 一郎君
山本茂一郎君 任田 新治君
土屋 義彦君 高橋雄之助君
大森 久司君 中村喜四郎君
藤田 正明君 山本 杉君
温水 三郎君 村上 春蔵君

津島 文治君 沢田 一精君
三木與吉郎君 八木 一郎君
堀見 俊二君 徳永 正利君
廣瀬 久忠君 吉武 恵市君
高橋 衛君 重政 庸徳君
青木 一男君 二木 謙吾君
森部 隆輔君 山下 春江君
中津井 真君 佐藤 隆君
近藤英一郎君 田村 賢作君
小林 章君 黒木 利克君
楠 正俊君 内田 芳郎君
玉置 和郎君 野知 浩之君
林 塩君 北畠 教真君
鹿島 俊雄君 迫水 久常君
堀原 茂嘉君 平島 敏夫君
青柳 秀夫君 大谷 賢雄君
安井 謙君 増原 恵吉君
石原幹市郎君 鈴木 市藏君
達田 龍彦君 前川 且君
戸田 菊雄君 竹田 現照君
山崎 昇君 木村美智男君
村田 秀三君 小野 明君
岡本 悟君 沢田 政治君
山崎 齊君 植木 光教君
和田 鶴一君 杉山善太郎君
林 虎雄君 稲浦 鹿蔵君
石井 桂君 柴谷 要君
西村 関一君 白井 勇君
伊藤 五郎君 林田 正治君
光村 甚助君 大河 一治君
伊藤 顕道君 新谷寅三郎君
寺尾 豊君 小酒井義男君
松永 忠二君 大倉 精一君
大和 与一君 須藤 五郎君
春日 正一君 森 勝治君
鈴木 力君 中村 波男君
川村 清一君 大橋 和幸君
田中寿美子君 瀬谷 英行君

國務大臣

大森 創造君 鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君 千葉千代世君
武内 五郎君 森中 守義君
森 元治郎君 鈴木 壽君
永岡 光治君 中村 英男君
岡 三郎君 久保 等君
藤田 進君 加瀬 完君
亀田 得治君 羽生 三七君
秋山 長造君 田中 一君
木村禮八郎君 松澤 兼人君

政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大藏大臣 水田三喜男君
厚生大臣 國田 直君
農林大臣 西村 直己君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
運輸大臣 中曾根康弘君
郵政大臣 小林 武治君
労働大臣 小川 平二君
國務大臣 田中 龍夫君
國務大臣 宮澤 喜一君
總理府総務副長 八木 徹雄君

第十五号中正誤

ハシ 段行 誤

三五 四から 提出 送付 正

四二 四七 あります あります。

昭和四十三年五月十日 参議院會議録第十九号

五四二

明治三十五年三月三十一日
第三 郵便物認可

定価 一部 二十五円
全六冊 合計 一百五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)